



2026年5月19日

各位

会社名 株式会社アストロスケールホールディングス
代表者名 代表取締役社長 岡田 光信
グループ CEO
(コード番号：186A 東証グロース市場)
問合せ先 取締役副社長執行役員 松山 宜弘
グループ CFO
(TEL. 03-3626-0085)

**海外一般募集による2029年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債
並びに第三者割当による新株式及び第1回無担保転換社債型新株予約権付社債
の発行に関するお知らせ**

当社は、2026年5月19日開催の当社取締役会決議において、海外一般募集による2029年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の発行を決定しましたので、お知らせいたします。

また、当社は、同取締役会決議において、ヒューリック株式会社（以下「ヒューリック」といいます。）及びスカパーJ S A T株式会社（以下「スカパーJ S A T」といいます。）に対する第三者割当による新株式（以下「本株式」といいます。）の発行並びにヒューリックに対する第三者割当による第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（2029年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債と併せ、以下「本新株予約権付社債」といいます。）の発行（以下「本第三者割当」といい、海外一般募集による2029年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の発行と併せ、以下「本発行」といいます。）に関しても決定しましたので、併せてお知らせいたします。

【本発行の背景】

当社グループの事業戦略

継続受注獲得を通じた収益性の向上

当社グループは、「将来の世代の利益のための安全で持続可能な宇宙開発」をビジョンとして掲げ、宇宙のロードサービスである「軌道上サービス」を提供しています。

創業以来2010年代は、軌道上サービス市場が未形成であった環境下において、国際機関や各国政府、宇宙機関および民間事業者と連携し、調査案件等を通じて市場創出やルール形成に貢献してまいりました。2020年代前半には、ELSA-d および ADRAS-J といった実運用ミッションを通じ、民間企業として世界で初めて非協力物体への RPO（接近・捕獲）技術の軌道上実証に成功しております。これらの技術実証を背景に、各国・地域において受注残高が着実に積み上がっており、当社グループは軌道上サービスのグローバル・リーディング・カンパニーになったと認識しております。

現在は、事業成長の次なる段階として、「継続受注の獲得」を通じた収益性向上を追求し、中長期的な成長を実現するための基盤づくりを目指しています。当社グループにおける「継続受注」とは既に開発されたプラットフォームや技術を、大幅な改変を要することなく再利用して提供するミッションやサービスを指します。今後は、継続受注を通じて中核技術やサービスプラットフォームを複数の顧客や案件に繰り返し展開することで、案件ごとの新規開発コストを抑制し、継続性・拡張性・収益性を兼ね備えた事業モデルへと進化させていく方針です。特に、防衛及び民間向け寿命延長サービスは、継続受注創出につながるものと期待しております。

軌道上サービス業界において、当社グループは市場の創出と事業化を先導してきた企業の一社であり、グローバルに見ても、継続受注を前提とした収益化モデルを実現できる最有力候補であると認識しています。

この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債及び普通株式の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。なお、2029年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、この文書は、米国を含むあらゆる地域における当社の転換社債型新株予約権付社債及び普通株式の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債及び普通株式の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債及び普通株式の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。これには当社及び当社の経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における同社債及び普通株式の登録、募集又は販売は行われることはなく、またかかる登録、募集又は販売が行われる予定もありません。

防衛における継続受注の獲得

防衛分野においては、近年、地政学的リスクの高まりを背景に、宇宙空間における安全保障上の脅威も顕在化しています。特に正体不明な衛星による各国の重要衛星への異常接近等が繰り返し確認される事態を受け、2025年には当社グループが拠点を置く全ての主要国・地域において、宇宙防衛戦略が見直されました。その結果、各国の重要衛星の防護を目的に、RPO技術を活用した宇宙監視衛星等を配備する構想が具体化しています。この点は、1年前と比べて大きく変化しています。

当社グループがこの成長機会を捉えることができる理由として、第一に、実証済みの技術基盤が挙げられます。当社グループが保有する軌道上で実証されたRPO技術は、各国防衛機関からの技術的信頼性につながっています。

第二に、既存のミッションパイプラインの存在です。各国拠点において防衛案件がすでに進捗しており、宇宙監視や燃料補給能力の開発が進んでいます。これらは単一案件で完結するのではなく、将来的に同一プラットフォームを活用した複数機の展開や追加機能の実装へと発展する余地を有しています。

第三に、当社グループのグローバル拠点です。当社グループは日本、米国、英国、フランス等に拠点を有し、各国の政府機関や防衛当局の意思決定者と継続的な対話を行っています。各地域の宇宙防衛戦略や調達プロセスに深く関与できる体制を構築していることにより、地域ごとの制度やニーズに即した提案が可能となっており、これが継続受注を見据えた事業展開を可能にしています。

当社グループは、上記を背景に、軌道上の防衛技術に対する需要拡大という構造的な変化を的確に捉え、継続受注の獲得へとつなげていくフェーズにあると考えています。

民間向け寿命延長サービスにおける継続受注の獲得

さらに、もう一つの成長の柱として、民間向け寿命延長サービス（LEX）における継続受注の獲得を目指しています。

静止衛星は、搭載機器が十分に稼働可能な状態であっても、燃料の枯渇により運用を継続できなくなるといった構造的な制約を抱えています。その結果、多くの静止衛星では運用開始から約15年で退役・置き換えが必要となり、衛星事業者は高額な衛星製造・打上げ費用の負担や、発注から運用開始までの長いリードタイム、納入遅延等に伴う事業リスクと常に向き合っています。

これに対し、当社グループが提供を目指す寿命延長サービスは、顧客衛星に専用のサービス衛星「LEXI」をドッキングさせ、当該サービス衛星の燃料を用いて姿勢制御や軌道維持を行うことで、顧客衛星の運用期間を延ばすものです。顧客にとって低廉な価格で運用を継続できること、代替機を製造・打ち上げるために必要な大規模な設備投資を遅らせることができること等、顕著な経済的メリットがあるため、寿命延長サービスに対する強い関心につながっています。

当社では、グローバルに毎年20～30機程度の静止衛星が燃料枯渇により寿命を迎えると見込んでおり、この中から年に1、2機の受注を獲得するだけでも、当社グループにとっては継続的な収益機会となります。実際に、当社グループと具体的な書面を取り交わし、協議を行っている潜在顧客は大幅に増加しており、この点は、1年前からの明確な進展であると認識しています。

当社グループがこの寿命延長サービスを提供できる背景として、第一に、全静止衛星の約8割にドッキング可能な捕獲機構に関する特許を保有していることが挙げられます。これは対象顧客の最大化に寄与するとともに、1機のLEXI衛星で複数顧客に対するサービスを可能にするという運用の柔軟性も実現しています。

第二に、初号機「LEXI-P」の製造が着実に進捗している点です。現在地上試験が進められており、技術的な確度は着実に高まっています。

現在LEXI-Pの潜在顧客1社と相当程度契約交渉が進展しています。基本的な契約条件に係る法的拘束力のないタムシートへの合意に向けた協議は大幅に進捗しており、今後最終的な契約作業に進展するものと想定しておりますが、このミッションを通じて実際に軌道上で技術実証が完了すれば、現在守秘義務契約等を締結している複数の顧客と2号機目以降の契約についても議論が進展することを期待しております。

上記を背景に、民間分野における継続受注の獲得により、中長期的な成長機会を着実に取り込んでいく方針です。

この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債及び普通株式の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。なお、2029年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、この文書は、米国を含むあらゆる地域における当社の転換社債型新株予約権付社債及び普通株式の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債及び普通株式の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債及び普通株式の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。これには当社及び当社の経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における同社債及び普通株式の登録、募集又は販売は行われることはなく、またかかる登録、募集又は販売が行われる予定もありません。

本資金調達概要

資金調達の基本方針について

当社は、継続受注獲得を通じた事業成長を確実なものとするため、また外部環境の不確実性が高まる局面においても中長期視点での経営判断と投資を可能にするため、本資金調達を実施し、財務基盤を強化いたします。本資金調達にあたっては以下の3点を重視し、複数の手法を組み合わせた最適な資金調達構成を検討いたしました。

1. 十分なキャッシュポジションの確保による経営安定性の向上
2. 既存株主への希薄化を極力抑制すること
3. 調達手段の多様化と当社グループの中長期的企業価値向上に資する株主・投資家の拡大

エクイティ調達（新株式の発行）

エクイティ調達につきましては、希薄化の影響を最小化する観点から、公募による広範な投資家からの調達ではなく、当社グループの事業成長に戦略的な価値をもたらす投資家への限定的な割当といたしました。本エクイティ調達においては、当社グループの事業領域・中長期ビジョンに深い理解を有し、事業面での具体的なシナジー創出が期待できる戦略投資家2社を引受先として選定しております。

また、新規発行株式数も必要最小限にとどめており、既存株主への希薄化に配慮いたしました。

CB（本新株予約権付社債）の発行

今回の資金調達において、調達額の大部分をCB（第1回無担保転換社債型新株予約権付社債及び2029年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債）によって実施する予定です。これは、低金利を活用しつつ、即時の希薄化を回避できる手法として、既存株主の株式価値に配慮した選択であると考えております。

発行する本新株予約権付社債全体のうち約6割については、当社普通株式を割り当てる戦略投資家のうち1社に割り当てる予定です（第1回無担保転換社債型新株予約権付社債）。当該投資家は、当社グループの中長期的な企業価値向上を前提とした戦略投資家としての位置づけであり、投機的な取引を目的とするものではありません。

また、今回発行する本新株予約権付社債のうち残りについては、上記戦略投資家に割り当てる予定の第1回無担保転換社債型新株予約権付社債と同様の発行条件にて、海外市場における一般募集により発行いたします（2029年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債）。これは、当社グループの成長性を中長期で評価する投資家層の拡大、グローバルな資本市場における当社グループの認知度・評価の向上を目的としたものです。なお、本新株予約権付社債の発行条件については、投資家の需要状況及びその他の市場動向を勘案した上で、2029年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の発行条件を決定し、第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行条件については、これと同様のものといたします。

本資金調達は、短期的な市場環境に左右される判断ではなく、当社グループが中長期にわたって、継続受注獲得を通じて成長し続けるための基盤づくりを目的としております。十分なキャッシュポジションの確保により、引き続き成長投資を着実に実行するとともに、既存株主の皆様の価値を最大化すべく、資本政策・事業運営の両面から企業価値向上に取り組んでまいります。

第三者割当先の選定理由

一般の第三者割当ではヒューリック株式会社及びスカパーJ S A T株式会社が割当先となります。

ヒューリック株式会社からはこれまで上場前のシリーズEへの参画に始まる複数回の出資や錦糸町本社ビルの建設をはじめ、多岐にわたるご支援を賜ってまいりました。今回、当社グループの中長期的な成長戦略および将来性に対する信頼を改めて示していただいたものと受け止めています。

スカパーJ S A T株式会社は今回初めてのご出資となり、同時に業務提携契約を締結いたします。将来的な事業シナジーや協業の可能性を見据えた戦略提携の一環として今後協業を進めてまいります。詳細につきましては、本日別途公表しております「スカパーJ S A T株式会社との資本業務提携に関するお知らせ」をご参照ください。

この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債及び普通株式の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。なお、2029年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、この文書は、米国を含むあらゆる地域における当社の転換社債型新株予約権付社債及び普通株式の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債及び普通株式の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債及び普通株式の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。これには当社及び当社の経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における同社債及び普通株式の登録、募集又は販売は行われることはなく、またかかる登録、募集又は販売が行われる予定もありません。

【調達資金の使途】

2029年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の発行及びヒューリックに対する第三者割当による第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行並びにヒューリック及びスカパーJ S A Tに対する第三者割当による新株式の発行による手取金の合計約29,999百万円の使途は以下を予定しております。

① 生産設備の拡大

主に軌道上サービス事業に関する連結子会社である株式会社アストロスケール、Astroscale Ltdにおける生産設備の拡大を目的とした設備投資費用として、4,000百万円（2027年4月期に2,000百万円、2028年4月期に1,500百万円、2029年4月期に500百万円）を充当する予定です。

② 既存設備の維持及び拡充

当社グループの既存設備の維持及び機能の拡充を目的とした設備投資費用として3,000百万円（2027年4月期に1,000百万円、2028年4月期に1,000百万円、2029年4月期に1,000百万円）を充当する予定です。

③ 寿命延長サービス衛星の製造

Astroscale U.S. Inc.において開発している寿命延長サービス衛星「LEXI-P」の製造費として2027年4月期に7,000百万円を充当する予定です。

④ 運転資金

当社グループのプロジェクトに係る人件費や物件費等の運転資金として、15,999百万円（2027年4月期に10,000百万円、2028年4月期に5,999百万円）を充当する予定です。

上記各使途への実際の充当期間までは、安全性の高い金融商品等で運用する方針です。

【本発行の狙い】

当社は、資金調達手段の選択にあたり、中長期的な財務基盤の強化を図りつつ、1株当たり利益の希薄化を抑制する観点から、本新株予約権付社債及び本株式の発行が、成長のために必要な資金を低コストで調達するために最適であると判断しました。

- ① 本新株予約権付社債は、ゼロ・クーポンで発行されるため、金利コストの最小化が図られること
- ② 本新株予約権付社債は、時価以上の転換価額が設定されることにより、転換に伴う1株当たり利益の希薄化の抑制が期待されること
- ③ 本新株予約権付社債は、株価が一定期間にわたり転換価額の130%以上であった場合に、当社の選択により額面金額の100%の価額で繰上償還できるコールオプション（ソフトコール条項）が付されており、株式への転換を促進して資本拡充を図ることができること
- ④ 本株式の発行により必要調達額の確保が可能となること
- ⑤ 投資家層の拡大に資すること

海外一般募集については、短いマーケティング期間での執行が可能な海外一般募集を選択しております。

この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債及び普通株式の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。なお、2029年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、この文書は、米国を含むあらゆる地域における当社の転換社債型新株予約権付社債及び普通株式の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債及び普通株式の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債及び普通株式の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。これには当社及び当社の経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における同社債及び普通株式の登録、募集又は販売は行われることはなく、またかかる登録、募集又は販売が行われる予定もありません。

I. 海外一般募集による 2029 年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の発行

1. 社債の名称

株式会社アストロスケールホールディングス 2029 年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債（以下、本 I. において「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。）

2. 社債の払込金額

本社債の額面金額の 100%（各本社債の額面金額 1,000 万円）

3. 新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする。

4. 社債の払込期日及び発行日

2026 年 6 月 5 日（ロンドン時間、以下、本 I. において別段の表示のない限り同じ。）

5. 募集に関する事項

(1) 募集方法

Morgan Stanley & Co. International plc をアクティブ・ブックランナー兼共同主幹事引受会社、Mizuho International plc をパッシブ・ブックランナー兼共同主幹事引受会社とする幹事引受会社（以下、本 I. において「幹事引受会社」という。）の総額個別買取引受けによる欧州及びアジアを中心とする海外市場（但し、米国を除く。）における募集。但し、買付けの申込みは、引受契約書の締結日の翌日午前 8 時（日本時間）までに行われるものとする。

(2) 本新株予約権付社債の募集価格（発行価格）

本社債の額面金額の 100%

6. 新株予約権に関する事項

(1) 新株予約権の目的である株式の種類、内容及び数

本新株予約権の目的である株式の種類及び内容は当社普通株式（単元株式数 100 株）とし、その行使により当社が当社普通株式を交付する数は、行使請求に係る本社債の額面金額の総額を下記(4)記載の転換価額で除した数とする。但し、行使により生じる 1 株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。また、本新株予約権の行使により単元未満株式が発生する場合は、当該単元未満株式は単元株式を構成する株式と同様の方法で本新株予約権付社債の保有者（以下、本 I. において「本新株予約権付社債権者」という。）に交付され、当社は当該単元未満株式に関して現金による精算を行わない。

(2) 発行する新株予約権の総数

1,000 個及び代替新株予約権付社債券（本新株予約権付社債券（下記 7. (7) に定義する。）の紛失、盗難又は滅失の場合に適切な証明及び補償を得て発行する新株予約権付社債券をいう。以下、本 I. において同じ。）に係る本社債の額面金額合計額を 1,000 万円を除した個数の合計数

(3) 新株予約権の割当日

2026 年 6 月 5 日

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額

① 各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その額面金額と同額とする。なお、本新株予約権の行使に際して出資された本社債は、直ちに消却されるものとする。

② 転換価額は、当初、当社の代表取締役社長又はその代理人が、当社取締役会の授権に基づき、投資家の需要状況及びその他の市場動向を勘案して決定する。但し、当初転換価額は、本新株予約権付社債に関して当社と上記 5. (1) 記載の幹事引受会社との間で締結される引受契約書の締結日（2026 年 5 月 20 日を予定しているが変更する可能性がある。）における当社普通株式の終値（以下に定義する。）に 1.0 を乗じた額を下回ってはならない。

一定の日における当社普通株式の「終値」とは、株式会社東京証券取引所におけるその日の当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値がない場合は、その日に先立つ直近の終値）をいう。

この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債及び普通株式の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。なお、2029 年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、この文書は、米国を含むあらゆる地域における当社の転換社債型新株予約権付社債及び普通株式の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて同社債及び普通株式の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債及び普通株式の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。これには当社及び当社の経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における同社債及び普通株式の登録、募集又は販売は行われることはなく、またかかる登録、募集又は販売が行われる予定もありません。

- ③ 転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る払込金額で当社普通株式を発行し又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合、下記の算式により調整される。なお、下記の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式（当社が保有するものを除く。）の総数をいう。

$$\begin{array}{r} \text{調整後} \\ \text{転換価額} \end{array} = \begin{array}{r} \text{調整前} \\ \text{転換価額} \end{array} \times \frac{\begin{array}{r} \text{既発行} \\ \text{株式数} \end{array} + \frac{\begin{array}{r} \text{発行又は} \\ \text{処分株式数} \end{array} \times \begin{array}{r} \text{1株当たりの} \\ \text{払込金額} \end{array}}{\begin{array}{r} \text{既発行株式数} \\ \text{+} \\ \text{発行又は処分株式数} \end{array}} \times \begin{array}{r} \text{時価} \end{array}$$

また、転換価額は、当社普通株式の分割又は併合、一定の剰余金の配当、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されるものを含む。）の発行が行われる場合その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。

- (5) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金
本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

- (6) 新株予約権を行使することができる期間

2026年6月19日から2029年5月22日まで（本新株予約権の行使のために本社債が預託された場所における現地時間）とする。但し、①下記7.(4)①乃至⑥記載の本社債の繰上償還の場合は、償還日の東京における3営業日前の日まで（但し、下記7.(4)③において繰上償還を受けないことが選択された本社債に係る本新株予約権を除く。）、②下記7.(5)記載の本社債の買入消却がなされる場合は、本社債が消却されるときまで、また③下記7.(6)記載の本社債の期限の利益の喪失の場合は、期限の利益の喪失時までとする。上記いずれの場合も、2029年5月22日（本新株予約権の行使のために本社債が預託された場所における現地時間）より後に本新株予約権を行使することはできない。

上記にかかわらず、当社の組織再編等（下記7.(4)④に定義する。以下、本I.において同じ。）を行うために必要であると当社が合理的に判断した場合、組織再編等の効力発生日の翌日から起算して14日以内に終了する30日以内の当社が指定する期間中、本新株予約権を行使することはできない。

上記にかかわらず、本新株予約権の行使の効力が発生する日本における暦日（又は当該暦日が東京における営業日でない場合、その東京における翌営業日）が、当社の定める基準日又は社債、株式等の振替に関する法律第151条第1項に関連して株主を確定するために定められたその他の日（以下、本I.において、当社の定める基準日と併せて「株主確定日」と総称する。）の東京における2営業日前の日（又は当該株主確定日が東京における営業日でない場合、その東京における3営業日前の日）（同日を含む。）から当該株主確定日（又は当該株主確定日が東京における営業日でない場合、その東京における翌営業日）（同日を含む。）までの期間に当たる場合、本新株予約権を行使することはできない。但し、社債、株式等の振替に関する法律に基づく振替制度を通じた新株予約権の行使に係る株式の交付に関する日本法、規制又は慣行が変更された場合、当社は、本段落による本新株予約権を行使することができる期間の制限を、当該変更を反映するために修正することができる。

- (7) その他の新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

- (8) 当社が組織再編等を行う場合の承継会社等による新株予約権の交付

この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債及び普通株式の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。なお、2029年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、この文書は、米国を含むあらゆる地域における当社の転換社債型新株予約権付社債及び普通株式の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債及び普通株式の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債及び普通株式の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。これには当社及び当社の経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における同社債及び普通株式の登録、募集又は販売は行われることはなく、またかかる登録、募集又は販売が行われる予定もありません。

- ① 組織再編等が生じた場合、当社は、承継会社等（以下に定義する。）をして、本新株予約権付社債の要項に従って、本新株予約権付社債の主債務者としての地位を承継させ、かつ、本新株予約権に代わる新たな新株予約権を交付させるよう最善の努力をするものとする。但し、かかる承継及び交付については、(i) その時点で適用のある法律上（当該法律に関する公的な又は司法上の解釈若しくは運用を考慮するものとする。）実行可能であり、(ii) そのための仕組みが既に構築されているか又は構築可能であり、かつ、(iii) 当社又は承継会社等が、当該組織再編等の全体から見て不合理な（当社がこれを判断する。）費用（租税を含む。）を負担せずに、それを実行することが可能であることを前提条件とする。また、かかる場合、当社は、承継会社等が当該組織再編等の効力発生日において日本の上場会社であるよう最善の努力をするものとする。本①に記載の当社の努力義務は、当社が本新株予約権付社債の受託会社（以下、本 I. において「受託会社」という。）に対して下記 7. (4) ④(b) 記載の証明書を交付する場合、適用されない。

「承継会社等」とは、組織再編等における相手方であって、本新株予約権付社債及び／又は本新株予約権に係る当社の義務を引き受ける会社をいう。

- ② 上記①の定めに従って交付される承継会社等の新株予約権の内容は下記のとおりとする。

イ 新株予約権の数

当該組織再編等の効力発生日の直前において残存する本新株予約権付社債に係る本新株予約権の数と同一の数とする。

ロ 新株予約権の目的である株式の種類

承継会社等の普通株式とする。

ハ 新株予約権の目的である株式の数

承継会社等の新株予約権の行使により交付される承継会社等の普通株式の数は、承継会社等が当該組織再編等の条件等を勘案のうえ、本新株予約権付社債の要項を参照して決定するほか、下記(i)又は(ii)に従う。なお、転換価額は上記(4)③と同様の調整に服する。

(i) 一定の合併、株式交換又は株式移転の場合、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に得られる数の当社普通株式の保有者が当該組織再編等において受領する承継会社等の普通株式の数を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。当該組織再編等に際して承継会社等の普通株式以外の証券又はその他の財産が交付される場合は、当該証券又は財産の価値を承継会社等の普通株式の時価で除して得られる数に等しい承継会社等の普通株式の数を併せて受領させる。

(ii) 上記以外の組織再編等の場合、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権付社債権者が得られるのと同等の経済的利益を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。

ニ 新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額

承継会社等の新株予約権の行使に際しては、承継された本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、承継された本社債の額面金額と同額とする。

ホ 新株予約権を行使することができる期間

当該組織再編等の効力発生日（場合によりその14日後以内の日）から、上記(6)に定める本新株予約権の行使期間の満了日までとする。

ヘ その他の新株予約権の行使の条件

承継会社等の各新株予約権の一部行使はできないものとする。

ト 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資

この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債及び普通株式の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。なお、2029年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、この文書は、米国を含むあらゆる地域における当社の転換社債型新株予約権付社債及び普通株式の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債及び普通株式の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債及び普通株式の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。これには当社及び当社の経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における同社債及び普通株式の登録、募集又は販売は行われることはなく、またかかる登録、募集又は販売が行われる予定もありません。

本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

チ 組織再編等が生じた場合

承継会社等について組織再編等が生じた場合にも、本新株予約権付社債と同様の取り扱いを行う。

リ その他

承継会社等の新株予約権の行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。承継会社等の新株予約権は承継された本社債と分離して譲渡できない。

- ③ 当社は、上記①の定めに従い本社債及び本新株予約権付社債に係る信託証書（以下、本Ⅰ.において「信託証書」という。）に基づく当社の義務を承継会社等に引き受け又は承継させる場合、本新株予約権付社債の要項に定める一定の場合には保証を付すほか、本新株予約権付社債の要項に従う。

(9) 新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする理由

本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、かつ本新株予約権の行使に際して当該本新株予約権に係る本社債が出資され、本社債と本新株予約権が相互に密接に関係することを考慮し、また、本新株予約権の価値と本社債の利率、払込金額等のその他の発行条件により当社が得られる経済的価値とを勘案して、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする。

7. 社債に関する事項

(1) 社債の総額

100億円及び代替新株予約権付社債券に係る本社債の額面金額合計額を合計した額

(2) 社債の利率

本社債には利息は付さない。

(3) 満期償還

2029年6月5日（償還期限）に本社債の額面金額の100%で償還する。

(4) 本社債の繰上償還

① 130%コールオプションによる繰上償還

2028年6月5日以降、当社普通株式の終値が、30連続取引日（以下に定義する。）のうち任意の20取引日にわたり当該各取引日に適用のある上記6.(4)②記載の転換価額の130%以上であった場合、当社は、当該20連続取引日の末日から30日以内に本新株予約権付社債権者に対して30日以上60日以内の事前の通知（かかる通知は取り消すことができない。）をした上で、残存する本社債（以下、本Ⅰ.において「残存本社債」という。）の全部（一部は不可）をその額面金額の100%の価額で繰上償還することができる。

「取引日」とは、株式会社東京証券取引所における取引日をいい、終値が発表されない日を含まない。

② クリーンアップ条項による繰上償還

本②の繰上償還の通知を行う前のいずれかの時点において、残存本社債の額面金額合計額が発行時の本社債の額面総額の10%を下回った場合、当社は、その選択により、本新株予約権付社債権者に対して30日以上60日以内の事前の通知（かかる通知は取り消すことができない。）をしたうえで、残存本社債の全部（一部は不可）をその額面金額の100%の価額で繰上償還することができる。

③ 税制変更による繰上償還

日本国の税制の変更等により、当社が下記(12)①記載の追加額の支払義務を負う旨及び当社が合理的な措置を講じてもかかる追加額の支払義務を回避することができない旨を受託会社に了解させた場合、当社はその選択により、いつでも、本新株予約権付社債権者に対して30日以上60日以内の事前の通知（かかる通知は取り消すことができない。）をした

この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債及び普通株式の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。なお、2029年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、この文書は、米国を含むあらゆる地域における当社の転換社債型新株予約権付社債及び普通株式の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債及び普通株式の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債及び普通株式の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。これには当社及び当社の経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における同社債及び普通株式の登録、募集又は販売は行われることはなく、またかかる登録、募集又は販売が行われる予定もありません。

うえで、残存本社債の全部（一部は不可）をその額面金額の100%の価額で繰上償還することができる。但し、当社が当該追加額の支払義務を負うこととなる最初の日の90日前の日より前にかかる繰上償還の通知をしてはならない。

上記にかかわらず、かかる通知がなされた時点において、残存本社債の額面金額合計額が発行時の本社債の額面総額の10%以上である場合、各本新株予約権付社債権者は、当社に対して当該償還日の20日前までに通知することにより、当該本新株予約権付社債権者の保有する本社債については繰上償還を受けないことを選択する権利を有する。この場合、当社は当該償還日後の当該本社債に関する支払につき下記(12)①記載の追加額の支払義務を負わず、当該償還日後の当該本社債に関する支払は下記(12)①記載の公租公課を源泉徴収又は控除したうえでなされる。

④ 組織再編等による繰上償還

組織再編等（以下に定義する。）が生じたが、(a)上記6.(8)①記載の措置を講ずることができない場合、又は(b)承継会社等が、当該組織再編等の効力発生日において、理由の如何を問わず、日本の上場会社であることを当社は予想していない旨の証明書を当社が受託会社に対して交付した場合、当社は、本新株予約権付社債権者に対して東京における14営業日以上前に通知（かかる通知は取り消すことができない。）したうえで、当該通知において指定した償還日（かかる償還日は、原則として、当該組織再編等の効力発生日までの日とする。）に、残存本社債の全部（一部は不可）を、以下に述べる償還金額で繰上償還するものとする。

上記償還に適用される償還金額は、上記6.(4)②記載の転換価額の決定時点における金利、当社普通株式の株価、ボラティリティ及びその他の市場動向を勘案した当該償還時点における本新株予約権付社債の価値を反映する金額となるように、償還日及び本新株予約権付社債のパリティに応じて、一定の方式に従って算出されるものとする。かかる方式に従って算出される償還金額の最低額は本社債の額面金額の100%とし、最高額は本社債の額面金額の200%とする（但し、償還日が2029年5月23日（当日を含む。）以降、2029年6月5日（当日を除く。）までとなる場合、償還金額は本社債の額面金額の100%とする。）。かかる方式の詳細は、当社の代表取締役又は代理人が、当社取締役会の授権に基づき、上記6.(4)②記載の転換価額の決定と同時に決定する。

「組織再編等」とは、当社の株主総会決議（株主総会決議が不要な場合は、取締役会決議）により(i)当社と他の会社の合併（新設合併及び吸収合併を含むが、当社が存続会社である場合を除く。以下、本I.において同じ。）、(ii)資産譲渡（当社の資産の全部若しくは実質上全部の他の会社への売却若しくは移転で、その条件に従って本新株予約権付社債に基づく当社の義務が相手先に移転若しくは承継される場合に限る。）、(iii)会社分割（新設分割及び吸収分割を含むが、本新株予約権付社債に基づく当社の義務が分割先の会社に移転若しくは承継される場合に限る。）、(iv)株式交換若しくは株式移転（当社が他の会社の完全子会社となる場合に限る。以下、本I.において同じ。）又は(v)その他の日本法上の会社再編手続で、これにより本社債及び／又は本新株予約権に基づく当社の義務が他の会社に取り受けられることとなるものが承認されることをいう。

⑤ 上場廃止等による繰上償還

(i) 金融商品取引法に従って、当社以外の者（以下、本I.において「公開買付者」という。）により当社普通株式の公開買付けが行われ、(ii)当社が、金融商品取引法に従って、当該公開買付けに賛同する意見を表明し、(iii)当社又は公開買付者が、当該公開買付けによる当社普通株式の取得の結果当社普通株式の上場が廃止される可能性があることを公開買付届出書又はその訂正届出書その他（以下、本I.において「公開買付届出書等」という。）で公表又は容認し（但し、当社又は公開買付者が、当該取得後も当社が日本の上場会社であり続けるよう最善の努力をする旨を公表した場合を除く。）、かつ、(iv)公開買付者が当該公開買付けにより当社普通株式を取得した場合、当社は、実務上可能な限り速やかに（但し、当該公開買付けによる当社普通株式の取得日から14日以内に）本新株予約権付社債権者に対して通知（かかる通知は取り消すことができない。）したうえで、当

この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債及び普通株式の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。なお、2029年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、この文書は、米国を含むあらゆる地域における当社の転換社債型新株予約権付社債及び普通株式の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債及び普通株式の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債及び普通株式の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。これには当社及び当社の経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における同社債及び普通株式の登録、募集又は販売は行われることはなく、またかかる登録、募集又は販売が行われる予定もありません。

該通知において指定した償還日（かかる償還日は、当該通知の日から東京における14営業日目を降30営業日目までのいずれかの日とする。）に、残存本社債の全部（一部は不可）を、上記④記載の償還の場合に準ずる方式によって算出される償還金額（その最低額は本社債の額面金額の100%とし、最高額は本社債の額面金額の200%とする（但し、償還日が2029年5月23日（当日を含む。）以降、2029年6月5日（当日を除く。）までとなる場合、償還金額は本社債の額面金額の100%とする。）で繰上償還するものとする。

上記にかかわらず、当社又は公開買付者が、当該公開買付けによる当社普通株式の取得日の後に組織再編等を行う予定である旨又はスクイーズアウト事由（下記⑥に定義する。）を生じさせる予定である旨を公開買付届出書等で公表した場合、本⑤記載の当社の償還義務は適用されない。但し、かかる組織再編等又はスクイーズアウト事由が当該取得日から60日以内に生じなかった場合、当社は、実務上可能な限り速やかに（但し、当該60日間の最終日から14日以内に）本新株予約権付社債権者に対して通知（かかる通知は取り消すことができない。）したうえで、当該通知において指定した償還日（かかる償還日は、当該通知の日から東京における14営業日目を降30営業日目までのいずれかの日とする。）に、残存本社債の全部（一部は不可）を、上記償還金額で繰上償還するものとする。

⑥ スクイーズアウトによる繰上償還

当社普通株式を全部取得条項付種類株式にする定款の変更の後、当社普通株式の全てを対価をもって取得する旨の当社の株主総会の決議がなされた場合、当社の特別支配株主による当社の他の株主に対する株式売渡請求を承認する旨の当社の取締役会の決議がなされた場合又は上場廃止を伴う当社普通株式の併合を承認する旨の当社の株主総会の決議がなされた場合（以下、本Ⅰ.において「スクイーズアウト事由」という。）、当社は、本新株予約権付社債権者に対して、実務上可能な限り速やかに（但し、当該スクイーズアウト事由の発生日から14日以内に）通知（かかる通知は取り消すことができない。）したうえで、当該通知において指定した償還日（かかる償還日は、当該スクイーズアウト事由に係る効力発生日より前で、当該通知の日から東京における14営業日目を降30営業日目までのいずれかの日とする。但し、当該効力発生日が当該通知の日から東京における14営業日目の日よりも前の日となる場合には、かかる償還日は当該効力発生日よりも前の日に繰り上げられる。）に、残存本社債の全部（一部は不可）を、上記④記載の償還の場合に準ずる方式によって算出される償還金額（その最低額は本社債の額面金額の100%とし、最高額は本社債の額面金額の200%とする（但し、償還日が2029年5月23日（当日を含む。）以降、2029年6月5日（当日を除く。）までとなる場合、償還金額は本社債の額面金額の100%とする。））で繰上償還するものとする。

⑦ 当社が上記①乃至⑥のいずれかに基づく繰上償還の通知を行った場合には、以後他の事由に基づく繰上償還の通知を行うことはできない（但し、上記③において繰上償還を受けないことが選択された本社債を除く。）。

また、当社が上記④若しくは⑥に基づき繰上償還の通知を行う義務が発生した場合又は上記⑤(i)乃至(iv)記載の事由が発生した場合には、以後上記①乃至③に基づく繰上償還の通知を行うことはできない。

また、当社が上記⑤記載の償還義務及び上記④又は⑥記載の償還義務の両方を負うこととなる場合、上記④又は⑥の手續が適用されるものとする。

(5) 買入消却

当社は、公開市場を通じ又はその他の方法により随時本新株予約権付社債を買い入れ、これを保有若しくは転売し、又は当該本新株予約権付社債に係る本社債を消却することができる。また、当社の子会社は、公開市場を通じ又はその他の方法により随時本新株予約権付社債を買い入れ、これを保有若しくは転売し、又は当該本新株予約権付社債に係る本社債の消却のため当社に交付することができる。

(6) 期限の利益の喪失

信託証書又は本社債の規定の不履行又は不遵守その他本新株予約権付社債の要項に定める一定の事由が生じた場合、受託会社が本新株予約権付社債の要項に定めるところにより当社に対し

この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債及び普通株式の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。なお、2029年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、この文書は、米国を含むあらゆる地域における当社の転換社債型新株予約権付社債及び普通株式の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債及び普通株式の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債及び普通株式の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。これには当社及び当社の経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における同社債及び普通株式の登録、募集又は販売は行われることはなく、またかかる登録、募集又は販売が行われる予定もありません。

本社債の期限の利益喪失の通知を行ったときには、当社は、本社債につき直ちに期限の利益を失い、残存本社債の全部を直ちに償還しなければならない。

(7) 新株予約権付社債の券面

本新株予約権付社債については、記名式の新株予約権付社債券（以下、本 I. において「本新株予約権付社債券」という。）を発行するものとする。

(8) 無記名式新株予約権付社債券への転換請求の制限

本新株予約権付社債券を無記名式とすることを請求することはできない。

(9) 新株予約権付社債に係る財務・支払・譲渡・新株予約権行使請求受付代理人
MUFU Bank, Ltd., London Branch (主支払・新株予約権行使請求受付代理人)

(10) 新株予約権付社債に係る名簿管理人

U. S. Bank National Association

(11) 社債の担保又は保証

本社債は、担保又は保証を付さないで発行される。

(12) 財務上の特約

① 追加支払

本社債に関する支払につき現在又は将来の日本国又はその他の日本の課税権者により課される公租公課を源泉徴収又は控除することが法律上必要な場合、当社は、一定の場合を除き、本新株予約権付社債権者に対し、当該源泉徴収又は控除後の支払額が当該源泉徴収又は控除がなければ支払われたであろう額に等しくなるために必要な追加額を支払う。

② 担保設定制限

本新株予約権付社債が残存する限り、当社又は当社の主要子会社（本新株予約権付社債の要項に定義される。）は、（イ）外債（以下に定義する。）に関する支払、（ロ）外債に関する保証に基づく支払又は（ハ）外債に関する補償その他これに類する債務に基づく支払を担保することを目的として、当該外債の保有者のために、当社又は当社の主要子会社の現在又は将来の財産又は資産の全部又は一部にいかなる抵当権、質権その他の担保権（以下、本 I. において「担保権」と総称する。但し、以下に定義する「許可された担保権」を除く。）も設定せず、かつこれを存続させないものとする。但し、あらかじめ又は同時に（a）かかる外債、保証若しくは補償その他これに類する債務に付された担保と同じ担保を、受託会社の満足する形若しくは本新株予約権付社債の社債権者集会の特別決議（本新株予約権付社債の要項に定義される。）により承認された形で、本新株予約権付社債にも付す場合又は（b）その他の担保若しくは保証を、受託会社が完全な裁量の下に本新株予約権付社債権者にとって著しく不利益でないと判断する形若しくは本新株予約権付社債の社債権者集会の特別決議により承認された形で、本新株予約権付社債にも付す場合は、この限りでない。

本項において、「ノンリコース・プロジェクト・ファイナンス」とは、あらゆるプロジェクトの取得、建設又は開発に係る費用の全部又は一部のファイナンスであって、（i）これに関連して当社又は当社の主要子会社が設定する担保権が当該プロジェクトに係る資産のみに限定され、（ii）当該ファイナンスを提供する者が、融資対象のプロジェクト及び当該プロジェクトから生じる収益を、貸付金の返済に係る求償権の唯一の原資として限定することに明示的に同意しており、かつ（iii）当該ファイナンスに基づくいかなる者の債務不履行に関しても、当社又は当社の主要子会社に対するその他の求償権が存在しないものをいう。

本項において、「許可された担保権」とは、（i）ノンリコース・プロジェクト・ファイナンスに関連して設定された担保権、及び（ii）証券化（以下に定義する。）に関連して設定された担保権をいう。

本項において、「外債」とは、社債、ディベンチャー、ノートその他これに類する期間1年超の証券によって表章される現在又は将来の債務のうち、（i）外貨払の証券若しくは外貨により支払を受ける権利を付与されている証券又は円貨建てその額面総額の過半が当社若しくは当社の主要子会社により若しくは当社若しくは当社の主要子会社の承認

この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債及び普通株式の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。なお、2029年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、この文書は、米国を含むあらゆる地域における当社の転換社債型新株予約権付社債及び普通株式の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債及び普通株式の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債及び普通株式の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。これには当社及び当社の経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における同社債及び普通株式の登録、募集又は販売は行われることはなく、またかかる登録、募集又は販売が行われる予定もありません。

を得て当初日本国外で募集される証券であって、かつ（ii）日本国外の証券取引所、店頭市場若しくはこれに類するその他の市場で、相場が形成され、上場され若しくは通常取引されるもの又はそれを予定されているものをいう。

本項において、「証券化」とは、既存又は将来の資産及び／又は収益の証券化であって、（i）それに関連して当社又は当社の主要子会社が設定する担保権が、証券化の対象となる資産及び／又は収益のみに限定され、（ii）当該証券化に参加する各当事者が、当該証券化された資産及び／又は収益を、貸付金の返済又はその他の債務の支払いに係る求償権の唯一の原資として限定することに明示的に同意しており、かつ（iii）証券化に基づくいかなる者の債務不履行に関しても、当社又は当社の主要子会社に対するその他の求償権が存在しないものをいう。

(13) 取得格付

本新株予約権付社債に関して、格付を取得する予定はない。

(14) 新株予約権付社債に係る社債管理者

本社債に係る社債管理者は定めないものとする。

8. 上場取引所

該当事項なし。

9. その他

当社株式に関する安定操作取引は行わない。

ヒューリック株式会社若しくはスカパーJ S A T株式会社に対する第三者割当による新株式の発行又はヒューリック株式会社に対する第三者割当による第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行が中止となる場合には、本新株予約権付社債の発行は中止する。

この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債及び普通株式の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。なお、2029年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、この文書は、米国を含むあらゆる地域における当社の転換社債型新株予約権付社債及び普通株式の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債及び普通株式の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債及び普通株式の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。これには当社及び当社の経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における同社債及び普通株式の登録、募集又は販売は行われることはなく、またかかる登録、募集又は販売が行われる予定もありません。

II. 第三者割当による新株式の発行

(1)	払込期日	2026年6月5日
(2)	発行新株式数	当社普通株式 2,523,473株(注)1.
(3)	発行価額	1株につき1,704円(注)2.
(4)	発行価額の総額	4,299,997,992円(注)3.
(5)	資本組入額	1株につき852円
(6)	資本組入額の総額	2,149,998,996円
(7)	募集又は割当て方法 (割当予定先)	第三者割当の方法により、各割当予定先に以下に記載する株数を割り当てます。(注)4. ヒューリック株式会社 2,053,990株 スカパーJ S A T株式会社 469,483株
(8)	その他	本項各号については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とします。

- (注) 1. 発行新株式数は、本株式が、1株当たり上記「(3) 発行価額」に記載の発行価格の見込額(1,704円)で発行されると仮定した場合の見込数であり、本株式の割当予定先であるヒューリック及びスカパーJ S A Tのそれぞれに対する割当予定金額である35億円及び8億円(以下、個別に又は総称して「割当予定金額」といいます。)をそれぞれ当該発行価格の見込額で除した数(100株未満切捨て)の合計として算出しております。実際の発行新株式数は、2026年5月20日(以下「条件決定日」といいます。)に、下記(注)2に記載の方法により当社取締役会決議により決定される発行価格で割当予定金額を除して得られる数(100株未満切捨て)を基礎として、当社取締役会決議により決定します。
2. 発行価格は、会社法上の払込金額であり、2026年5月19日開催の当社取締役会において見込額として決定したのですが、条件決定日に、同日の株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)における当社普通株式の普通取引の終値(当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値)を参照の上、割当予定先との協議を踏まえて、会社法第199条第1項で求められる当社取締役会決議により決定します。
3. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、上記発行新株式数に発行価額の見込額を乗じた額を記載しております。実際の発行価額の総額は、条件決定日付の当社取締役会決議により決定される最終的な発行新株式数に、最終的な発行価格を乗じた額として、条件決定日付の当社取締役会決議により決定します。
4. 各割当予定先への割当予定株式数は、本株式が、1株当たり上記「(3) 発行価額」に記載の発行価格の見込額(1,704円)で発行されると仮定した場合の見込数であり、本株式の割当予定先であるヒューリック及びスカパーJ S A Tのそれぞれに対する割当予定金額である35億円及び8億円をそれぞれ当該発行価格の見込額で除した数(100株未満切捨て)として算出しております。実際の各割当予定先への割当予定株式数は、条件決定日に決定します。
5. 海外一般募集による株式会社アストロスケールホールディングス2029年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の発行又はヒューリックに対する第三者割当による第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行が中止となる場合には、ヒューリックに対する本株式の割当ては中止します。

この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債及び普通株式の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。なお、2029年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、この文書は、米国を含むあらゆる地域における当社の転換社債型新株予約権付社債及び普通株式の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債及び普通株式の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債及び普通株式の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。これには当社及び当社の経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における同社債及び普通株式の登録、募集又は販売は行われることはなく、またかかる登録、募集又は販売が行われる予定もありません。

Ⅲ. 第三者割当による第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行

1. 社債の名称

株式会社アストロスケールホールディングス第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（以下、本Ⅲ.において「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。）

2. 社債の払込金額

本社債の額面金額の100%（各本社債の額面金額407,500,000円）

3. 新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする。

4. 社債の払込期日及び発行日

2026年6月5日（ロンドン時間、以下、本Ⅲ.において別段の表示のない限り同じ。）

5. 募集に関する事項

(1) 募集方法

ヒューリック株式会社に対する第三者割当

(2) 本新株予約権付社債の募集価格（発行価格）

本社債の額面金額の100%

6. 新株予約権に関する事項

(1) 新株予約権の目的である株式の種類、内容及び数

本新株予約権の目的である株式の種類及び内容は当社普通株式（単元株式数100株）とし、その行使により当社が当社普通株式を交付する数は、行使請求に係る本社債の額面金額の総額を下記(4)記載の転換価額で除した数とする。但し、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。また、本新株予約権の行使により単元未満株式が発生する場合は、当該単元未満株式は単元株式を構成する株式と同様の方法で本新株予約権付社債の保有者（以下、本Ⅲ.において「本新株予約権付社債権者」という。）に交付され、当社は当該単元未満株式に関して現金による精算を行わない。

(2) 発行する新株予約権の総数

40個

(3) 新株予約権の割当日

2026年6月5日

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額

① 各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その額面金額と同額とする。なお、本新株予約権の行使に際して出資された本社債は、直ちに消却されるものとする。

② 転換価額は、当初、株式会社アストロスケールホールディングス2029年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債に係る当初の転換価額と同一の金額とする。一定の日における当社普通株式の「終値」とは、株式会社東京証券取引所におけるその日の当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値がない場合は、その日に先立つ直近の終値）をいう。

③ 転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る払込金額で当社普通株式を発行し又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合、下記の算式により調整される。なお、下記の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株

この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債及び普通株式の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。なお、2029年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、この文書は、米国を含むあらゆる地域における当社の転換社債型新株予約権付社債及び普通株式の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債及び普通株式の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債及び普通株式の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。これには当社及び当社の経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における同社債及び普通株式の登録、募集又は販売は行われることはなく、またかかる登録、募集又は販売が行われる予定もありません。

式（当社が保有するものを除く。）の総数をいう。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{発行又は処分株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{発行又は処分株式数}}$$

また、転換価額は、当社普通株式の分割又は併合、一定の剰余金の配当、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されるものを含む。）の発行が行われる場合その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。

(5) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

(6) 新株予約権を行使することができる期間

2026年6月19日から2029年5月22日まで（株式会社アストロスケールホールディングス2029年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債が預託されている場合には当該預託された預託場所における現地時間）とする。但し、①下記7.(4)①乃至⑥記載の本社債の繰上償還の場合は、償還日の東京における3営業日前の日まで（但し、下記7.(4)③において繰上償還を受けないことが選択された本社債に係る本新株予約権を除く。）、②下記7.(5)記載の本社債の買入消却がなされる場合は、本社債が消却されるときまで、また③下記7.(6)記載の本社債の期限の利益の喪失の場合は、期限の利益の喪失時までとする。上記いずれの場合も、2029年5月22日（株式会社アストロスケールホールディングス2029年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債が預託されている場合には当該預託された預託場所における現地時間）より後に本新株予約権を行使することはできない。

上記にかかわらず、当社の組織再編等（下記7.(4)④に定義する。以下、本Ⅲ.において同じ。）を行うために必要であると当社が合理的に判断した場合、組織再編等の効力発生日の翌日から起算して14日以内に終了する30日以内の当社が指定する期間中、本新株予約権を行使することはできない。

上記にかかわらず、本新株予約権の行使の効力が発生する日本における暦日（又は当該暦日が東京における営業日でない場合、その東京における翌営業日）が、当社の定める基準日又は社債、株式等の振替に関する法律第151条第1項に関連して株主を確定するために定められたその他の日（以下、本Ⅲ.において、当社の定める基準日と併せて「株主確定日」と総称する。）の東京における2営業日前の日（又は当該株主確定日が東京における営業日でない場合、その東京における3営業日前の日）（同日を含む。）から当該株主確定日（又は当該株主確定日が東京における営業日でない場合、その東京における翌営業日）（同日を含む。）までの期間に当たる場合、本新株予約権を行使することはできない。但し、社債、株式等の振替に関する法律に基づく振替制度を通じた新株予約権の行使に係る株式の交付に関する日本法、規制又は慣行が変更された場合、当社は、本段落による本新株予約権を行使することができる期間の制限を、当該変更を反映するために修正することができる。

(7) その他の新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

(8) 当社が組織再編等を行う場合の承継会社等による新株予約権の交付

① 組織再編等が生じた場合、当社は、承継会社等（以下に定義する。）をして、本新株予約権付社債の要項に従って、本新株予約権付社債の主債務者としての地位を承継させ、かつ、

この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債及び普通株式の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。なお、2029年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、この文書は、米国を含むあらゆる地域における当社の転換社債型新株予約権付社債及び普通株式の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債及び普通株式の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債及び普通株式の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。これには当社及び当社の経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における同社債及び普通株式の登録、募集又は販売は行われることはなく、またかかる登録、募集又は販売が行われる予定もありません。

本新株予約権に代わる新たな新株予約権を交付させるよう最善の努力をするものとする。但し、かかる承継及び交付については、(i)その時点で適用のある法律上(当該法律に関する公的な又は司法上の解釈若しくは運用を考慮するものとする。)実行可能であり、(ii)そのための仕組みが既に構築されているか又は構築可能であり、かつ、(iii)当社又は承継会社等が、当該組織再編等の全体から見て不合理な(当社がこれを判断する。)費用(租税を含む。)を負担せずに、それを実行することが可能であることを前提条件とする。また、かかる場合、当社は、承継会社等が当該組織再編等の効力発生日において日本の上場会社であるよう最善の努力をするものとする。

「承継会社等」とは、組織再編等における相手方であって、本新株予約権付社債及び/又は本新株予約権に係る当社の義務を引き受ける会社をいう。

② 上記①の定めに従って交付される承継会社等の新株予約権の内容は下記のとおりとする。

イ 新株予約権の数

当該組織再編等の効力発生日の直前において残存する本新株予約権付社債に係る本新株予約権の数と同一の数とする。

ロ 新株予約権の目的である株式の種類

承継会社等の普通株式とする。

ハ 新株予約権の目的である株式の数

承継会社等の新株予約権の行使により交付される承継会社等の普通株式の数は、承継会社等が当該組織再編等の条件等を勘案のうえ、本新株予約権付社債の要項を参照して決定するほか、下記(i)又は(ii)に従う。なお、転換価額は上記(4)③と同様の調整に服する。

(i) 一定の合併、株式交換又は株式移転の場合、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に得られる数の当社普通株式の保有者が当該組織再編等において受領する承継会社等の普通株式の数を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。当該組織再編等に際して承継会社等の普通株式以外の証券又はその他の財産が交付されるときは、当該証券又は財産の価値を承継会社等の普通株式の時価で除して得られる数に等しい承継会社等の普通株式の数を併せて受領させる。

(ii) 上記以外の組織再編等の場合、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権付社債権者が得られるのと同等の経済的利益を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。

ニ 新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額

承継会社等の新株予約権の行使に際しては、承継された本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、承継された本社債の額面金額と同額とする。

ホ 新株予約権を行使することができる期間

当該組織再編等の効力発生日(場合によりその14日後以内の日)から、上記(6)に定める本新株予約権の行使期間の満了日までとする。

ヘ その他の新株予約権の行使の条件

承継会社等の各新株予約権の一部行使はできないものとする。

ト 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債及び普通株式の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。なお、2029年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、この文書は、米国を含むあらゆる地域における当社の転換社債型新株予約権付社債及び普通株式の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債及び普通株式の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債及び普通株式の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。これには当社及び当社の経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における同社債及び普通株式の登録、募集又は販売は行われることはなく、またかかる登録、募集又は販売が行われる予定もありません。

チ 組織再編等が生じた場合

承継会社等について組織再編等が生じた場合にも、本新株予約権付社債と同様の取り扱いを行う。

リ その他

承継会社等の新株予約権の行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。承継会社等の新株予約権は承継された本社債と分離して譲渡できない。

- ③ 当社は、上記①の定めに従い本社債に基づく当社の義務を承継会社等に引き受け又は承継させる場合、本新株予約権付社債の要項に定める一定の場合には保証を付すほか、本新株予約権付社債の要項に従う。

(9) 新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする理由

本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、かつ本新株予約権の行使に際して当該本新株予約権に係る本社債が出資され、本社債と本新株予約権が相互に密接に関係することを考慮し、また、本新株予約権の価値と本社債の利率、払込金額等のその他の発行条件により当社が得られる経済的価値とを勘案して、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする。

7. 社債に関する事項

(1) 社債の総額

163億円

(2) 社債の利率

本社債には利息は付さない。

(3) 満期償還

2029年6月5日（償還期限）に本社債の額面金額の100%で償還する。

(4) 本社債の繰上償還

① 130%コールオプションによる繰上償還

2028年6月5日以降、当社普通株式の終値が、30連続取引日（以下に定義する。）のうち任意の20取引日にわたり当該各取引日に適用のある上記6.(4)②記載の転換価額の130%以上であった場合、当社は、当該20連続取引日の末日から30日以内に本新株予約権付社債権者に対して30日以上60日以内の事前の通知（かかる通知は取り消すことができない。）をした上で、残存する本社債（以下、本Ⅲ.において「残存本社債」という。）の全部（一部は不可）をその額面金額の100%の価額で繰上償還することができる。

「取引日」とは、株式会社東京証券取引所における取引日をいい、終値が発表されない日を含まない。

② クリーンアップ条項による繰上償還

本②の繰上償還の通知を行う前のいずれかの時点において、残存本社債の額面金額合計額が発行時の本社債の額面総額の10%を下回った場合、当社は、その選択により、本新株予約権付社債権者に対して30日以上60日以内の事前の通知（かかる通知は取り消すことができない。）をしたうえで、残存本社債の全部（一部は不可）をその額面金額の100%の価額で繰上償還することができる。

③ 税制変更による繰上償還

日本国の税制の変更等により、当社が下記(12)①記載の追加額の支払義務を負い、かつ、当社が合理的な措置を講じてもかかる追加額の支払義務を回避することができない場合、当社はその選択により、いつでも、本新株予約権付社債権者に対して30日以上60日以内の事前の通知（かかる通知は取り消すことができない。）をしたうえで、残存本社債の全部（一部は不可）をその額面金額の100%の価額で繰上償還することができる。但し、当社が当該追加額の支払義務を負うこととなる最初の日の90日前の日より前にかかる繰上償還の通知をしてはならない。

上記にかかわらず、かかる通知がなされた時点において、残存本社債の額面金額合計額が発行時の本社債の額面総額の10%以上である場合、各本新株予約権付社債権者は、当社

この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債及び普通株式の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。なお、2029年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、この文書は、米国を含むあらゆる地域における当社の転換社債型新株予約権付社債及び普通株式の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債及び普通株式の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債及び普通株式の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。これには当社及び当社の経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における同社債及び普通株式の登録、募集又は販売は行われることはなく、またかかる登録、募集又は販売が行われる予定もありません。

に対して当該償還日の20日前までに通知することにより、当該本新株予約権付社債権者の保有する本社債については繰上償還を受けないことを選択する権利を有する。この場合、当社は当該償還日後の当該本社債に関する支払につき下記(12)①記載の追加額の支払義務を負わず、当該償還日後の当該本社債に関する支払は下記(12)①記載の公租公課を源泉徴収又は控除したうえでなされる。

④ 組織再編等による繰上償還

組織再編等（以下に定義する。）が生じたが、(a)上記6.(8)①記載の措置を講ずることができない場合、又は(b)承継会社等が、当該組織再編等の効力発生日において、理由の如何を問わず、日本の上場会社であることを当社として想定していない場合、当社は、本新株予約権付社債権者に対して東京における14営業日以上前に通知（かかる通知は取り消すことができない。）したうえで、当該通知において指定した償還日（かかる償還日は、原則として、当該組織再編等の効力発生日までの日とする。）に、残存本社債の全部（一部は不可）を、以下に述べる償還金額で繰上償還するものとする。

上記償還に適用される償還金額は、上記6.(4)②記載の転換価額の決定時点における金利、当社普通株式の株価、ボラティリティ及びその他の市場動向を勘案した当該償還時点における本新株予約権付社債の価値を反映する金額となるように、償還日及び本新株予約権付社債のパリティに応じて、一定の方式に従って算出されるものとする。かかる方式に従って算出される償還金額の最低額は本社債の額面金額の100%とし、最高額は本社債の額面金額の200%とする（但し、償還日が2029年5月23日（当日を含む。）以降、2029年6月5日（当日を除く。）までとなる場合、償還金額は本社債の額面金額の100%とする。）。かかる方式の詳細は、当社の代表取締役又は代理人が、当社取締役会の授権に基づき、上記6.(4)②記載の転換価額の決定と同時に決定する。

「組織再編等」とは、当社の株主総会決議（株主総会決議が不要な場合は、取締役会決議）により(i)当社と他の会社の合併（新設合併及び吸収合併を含むが、当社が存続会社である場合を除く。以下、本Ⅲ.において同じ。）、(ii)資産譲渡（当社の資産の全部若しくは実質上全部の他の会社への売却若しくは移転で、その条件に従って本新株予約権付社債に基づく当社の義務が相手先に移転若しくは承継される場合に限る。）、(iii)会社分割（新設分割及び吸収分割を含むが、本新株予約権付社債に基づく当社の義務が分割先の会社に移転若しくは承継される場合に限る。）、(iv)株式交換若しくは株式移転（当社が他の会社の完全子会社となる場合に限る。以下、本Ⅲ.において同じ。）又は(v)その他の日本法上の会社再編手続で、これにより本社債及び／又は本新株予約権に基づく当社の義務が他の会社に引き受けられることとなるものが承認されることをいう。

⑤ 上場廃止等による繰上償還

(i)金融商品取引法に従って、当社以外の者（以下、本Ⅲ.において「公開買付者」という。）により当社普通株式の公開買付けが行われ、(ii)当社が、金融商品取引法に従って、当該公開買付けに賛同する意見を表明し、(iii)当社又は公開買付者が、当該公開買付けによる当社普通株式の取得の結果当社普通株式の上場が廃止される可能性があることを公開買付届出書又はその訂正届出書その他（以下、本Ⅲ.において「公開買付届出書等」という。）で公表又は容認し（但し、当社又は公開買付者が、当該取得後も当社が日本の上場会社であり続けるよう最善の努力をする旨を公表した場合を除く。）、かつ、(iv)公開買付者が当該公開買付けにより当社普通株式を取得した場合、当社は、実務上可能な限り速やかに（但し、当該公開買付けによる当社普通株式の取得日から14日以内に）本新株予約権付社債権者に対して通知（かかる通知は取り消すことができない。）したうえで、当該通知において指定した償還日（かかる償還日は、当該通知の日から東京における14営業日目以降30営業日目までのいずれかの日とする。）に、残存本社債の全部（一部は不可）を、上記④記載の償還の場合に準ずる方式によって算出される償還金額（その最低額は本社債の額面金額の100%とし、最高額は本社債の額面金額の200%とする（但し、償還日が2029年5月23日（当日を含む。）以降、2029年6月5日（当日を除く。）までとなる場合、償還金額は本社債の額面金額の100%とする。）で繰上償還するものとする。

この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債及び普通株式の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。なお、2029年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、この文書は、米国を含むあらゆる地域における当社の転換社債型新株予約権付社債及び普通株式の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債及び普通株式の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債及び普通株式の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。これには当社及び当社の経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における同社債及び普通株式の登録、募集又は販売は行われることはなく、またかかる登録、募集又は販売が行われる予定もありません。

上記にかかわらず、当社又は公開買付者が、当該公開買付けによる当社普通株式の取得日の後に組織再編等を行う予定である旨又はスクイーズアウト事由（下記⑥に定義する。）を生じさせる予定である旨を公開買付届出書等で公表した場合、本⑤記載の当社の償還義務は適用されない。但し、かかる組織再編等又はスクイーズアウト事由が当該取得日から60日以内に生じなかった場合、当社は、実務上可能な限り速やかに（但し、当該60日間の最終日から14日以内に）本新株予約権付社債権者に対して通知（かかる通知は取り消すことができない。）したうえで、当該通知において指定した償還日（かかる償還日は、当該通知の日から東京における14営業日目を降30営業日目までのいずれかの日とする。）に、残存本社債の全部（一部は不可）を、上記償還金額で繰上償還するものとする。

⑥ スクイーズアウトによる繰上償還

当社普通株式を全部取得条項付種類株式にする定款の変更の後、当社普通株式の全てを対価をもって取得する旨の当社の株主総会の決議がなされた場合、当社の特別支配株主による当社の他の株主に対する株式売渡請求を承認する旨の当社の取締役会の決議がなされた場合又は上場廃止を伴う当社普通株式の併合を承認する旨の当社の株主総会の決議がなされた場合（以下、本Ⅲ.において「スクイーズアウト事由」という。）、当社は、本新株予約権付社債権者に対して、実務上可能な限り速やかに（但し、当該スクイーズアウト事由の発生日から14日以内に）通知（かかる通知は取り消すことができない。）したうえで、当該通知において指定した償還日（かかる償還日は、当該スクイーズアウト事由に係る効力発生日より前で、当該通知の日から東京における14営業日目を降30営業日目までのいずれかの日とする。但し、当該効力発生日が当該通知の日から東京における14営業日目の日よりも前の日となる場合には、かかる償還日は当該効力発生日よりも前の日に繰り上げられる。）に、残存本社債の全部（一部は不可）を、上記④記載の償還の場合に準ずる方式によって算出される償還金額（その最低額は本社債の額面金額の100%とし、最高額は本社債の額面金額の200%とする（但し、償還日が2029年5月23日（当日を含む。）以降、2029年6月5日（当日を除く。）までとなる場合、償還金額は本社債の額面金額の100%とする。））で繰上償還するものとする。

⑦ 当社が上記①乃至⑥のいずれかに基づく繰上償還の通知を行った場合には、以後他の事由に基づく繰上償還の通知を行うことはできない（但し、上記③において繰上償還を受けないことが選択された本社債を除く。）。)

また、当社が上記④若しくは⑥に基づき繰上償還の通知を行う義務が発生した場合又は上記⑤(i)乃至(iv)記載の事由が発生した場合には、以後上記①乃至③に基づく繰上償還の通知を行うことはできない。

また、当社が上記⑤記載の償還義務及び上記④又は⑥記載の償還義務の両方を負うこととなる場合、上記④又は⑥の手続が適用されるものとする。

(5) 買入消却

当社は、公開市場を通じ又はその他の方法により随時本新株予約権付社債を買い入れ、これを保有若しくは転売し、又は当該本新株予約権付社債に係る本社債を消却することができる。また、当社の子会社は、公開市場を通じ又はその他の方法により随時本新株予約権付社債を買い入れ、これを保有若しくは転売し、又は当該本新株予約権付社債に係る本社債の消却のため当社に交付することができる。

(6) 期限の利益の喪失

本社債の規定の不履行又は不遵守その他本新株予約権付社債の要項に定める一定の事由が生じた場合、本新株予約権付社債権者が本新株予約権付社債の要項に定めるところにより当社に対し本社債の期限の利益喪失の通知を行ったときには、当社は、本社債につき直ちに期限の利益を失い、残存本社債の全部を直ちに償還しなければならない。

(7) 新株予約権付社債の券面

本新株予約権付社債については、本新株予約権付社債を表章する新株予約権付社債券を発行しない。

(8) 無記名式新株予約権付社債券への転換請求の制限

この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債及び普通株式の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。なお、2029年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、この文書は、米国を含むあらゆる地域における当社の転換社債型新株予約権付社債及び普通株式の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債及び普通株式の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債及び普通株式の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。これには当社及び当社の経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における同社債及び普通株式の登録、募集又は販売は行われることはなく、またかかる登録、募集又は販売が行われる予定もありません。

該当事項なし。

- (9) 行使請求受付場所
株式会社アストロスケールホールディングス 本店
- (10) 新株予約権付社債に係る名簿管理人
三菱UFJ信託銀行株式会社
- (11) 社債の担保又は保証
本社債は、担保又は保証を付さないで発行される。
- (12) 財務上の特約

① 追加支払

本社債に関する支払につき現在又は将来の日本国又はその他の日本の課税権者により課される公租公課を源泉徴収又は控除することが法律上必要な場合、当社は、一定の場合を除き、本新株予約権付社債権者に対し、当該源泉徴収又は控除後の支払額が当該源泉徴収又は控除がなければ支払われたであろう額に等しくなるために必要な追加額を支払う。

② 担保設定制限

本新株予約権付社債が残存する限り、当社又は当社の主要子会社（本新株予約権付社債の要項に定義される。）は、（イ）外債（以下に定義する。）に関する支払、（ロ）外債に関する保証に基づく支払又は（ハ）外債に関する補償その他これに類する債務に基づく支払を担保することを目的として、当該外債の保有者のために、当社又は当社の主要子会社の現在又は将来の財産又は資産の全部又は一部にいかなる抵当権、質権その他の担保権（以下、本Ⅲ．において「担保権」と総称する。但し、以下に定義する「許可された担保権」を除く。）も設定せず、かつこれを存続させないものとする。但し、あらかじめ又は同時に（a）かかる外債、保証若しくは補償その他これに類する債務に付された担保と同じ担保を、本新株予約権付社債の社債権者集会の特別決議（本新株予約権付社債の要項に定義される。）により承認された形で、本新株予約権付社債にも付す場合又は（b）その他の担保若しくは保証を、本新株予約権付社債の社債権者集会の特別決議により承認された形で、本新株予約権付社債にも付す場合は、この限りでない。

本項において、「ノンリコース・プロジェクト・ファイナンス」とは、あらゆるプロジェクトの取得、建設又は開発に係る費用の全部又は一部のファイナンスであって、（i）これに関連して当社又は当社の主要子会社が設定する担保権が当該プロジェクトに係る資産のみに限定され、（ii）当該ファイナンスを提供する者が、融資対象のプロジェクト及び当該プロジェクトから生じる収益を、貸付金の返済に係る求償権の唯一の原資として限定することに明示的に同意しており、かつ（iii）当該ファイナンスに基づくいかなる者の債務不履行に関しても、当社又は当社の主要子会社に対するその他の求償権が存在しないものをいう。

本項において、「許可された担保権」とは、（i）ノンリコース・プロジェクト・ファイナンスに関連して設定された担保権、及び（ii）証券化（以下に定義する。）に関連して設定された担保権をいう。

本項において、「外債」とは、社債、ディベンチャー、ノートその他これに類する期間1年超の証券によって表章される現在又は将来の債務のうち、（i）外貨払の証券若しくは外貨により支払を受ける権利を付与されている証券又は円貨建てその額面総額の過半が当社若しくは当社の主要子会社により若しくは当社若しくは当社の主要子会社の承認を得て当初日本国外で募集される証券であって、かつ（ii）日本国外の証券取引所、店頭市場若しくはこれに類するその他の市場で、相場が形成され、上場され若しくは通常取引されるもの又はそれを予定されているものをいう。

本項において、「証券化」とは、既存又は将来の資産及び／又は収益の証券化であって、（i）それに関連して当社又は当社の主要子会社が設定する担保権が、証券化の対象となる資産及び／又は収益のみに限定され、（ii）当該証券化に参加する各当事者が、当該証券化された資産及び／又は収益を、貸付金の返済又はその他の債務の支払いに係る求償権の唯一の原資として限定することに明示的に同意しており、かつ（iii）証券化に基づくいか

この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債及び普通株式の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。なお、2029年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、この文書は、米国を含むあらゆる地域における当社の転換社債型新株予約権付社債及び普通株式の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債及び普通株式の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債及び普通株式の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。これには当社及び当社の経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における同社債及び普通株式の登録、募集又は販売は行われることはなく、またかかる登録、募集又は販売が行われる予定もありません。

なる者の債務不履行に関しても、当社又は当社の主要子会社に対するその他の求償権が存在しないものをいう。

(13) 取得格付

本新株予約権付社債に関して、格付を取得する予定はない。

(14) 新株予約権付社債に係る社債管理者

本社債に係る社債管理者は定めないのであるとする。

8. 上場取引所

該当事項なし。

9. その他

当社株式に関する安定操作取引は行わない。

海外一般募集による株式会社アストロスケールホールディングス 2029 年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の発行又はヒューリック株式会社に対する第三者割当による新株式の発行が中止となる場合には、本新株予約権付社債の発行も中止する。

当社及びヒューリック株式会社は、当社の 2026 年 5 月 19 日開催の取締役会決議に基づく海外一般募集による 2029 年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の発行に関して作成・頒布される 2026 年 5 月 20 日付英文目論見書(Offering Circular)の「Terms and Conditions of the Bonds」に定める条項（以下、本Ⅲ. において「参照条項」という。）のうち、本新株予約権付社債の発行要項に定めのない事項について、日本法その他の法令及び日本における新株予約権付社債の発行、償還、転換等に係る実務に反しない範囲においてヒューリック株式会社との間で 2026 年 6 月 2 日付で締結される本新株予約権付社債に係る新株予約権付社債引受契約（以下「本契約」という。）に組み込み、本契約及び本新株予約権付社債の発行要項の文脈に反しない限りで合理的に読み替えて適用し、これに従うことに合意する。参照条項のうち日本法上無効とされ又は日本法と抵触する部分は、当該部分のみを切り離して無効とし、本契約の他の部分の効力には影響を及ぼさない。

この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債及び普通株式の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。なお、2029 年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、この文書は、米国を含むあらゆる地域における当社の転換社債型新株予約権付社債及び普通株式の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて同社債及び普通株式の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債及び普通株式の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。これには当社及び当社の経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における同社債及び普通株式の登録、募集又は販売は行われることはなく、またかかる登録、募集又は販売が行われる予定もありません。

<ご参考>

1 資金の使途

(1) 今回調達資金の使途

2029年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の発行及びヒューリックに対する第三者割当による第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行並びにヒューリック及びスカパーJ S A Tに対する第三者割当による新株式の発行による手取金の合計約29,999百万円の使途は以下を予定しております。

① 生産設備の拡大

主に軌道上サービス事業に関する連結子会社である株式会社アストロスケール、Astroscale Ltdにおける生産設備の拡大を目的とした設備投資費用として、4,000百万円(2027年4月期に2,000百万円、2028年4月期に1,500百万円、2029年4月期に500百万円)を充当する予定です。

② 既存設備の維持及び拡充

当社グループの既存設備の維持及び機能の拡充を目的とした設備投資費用として、3,000百万円(2027年4月期に1,000百万円、2028年4月期に1,000百万円、2029年4月期に1,000百万円)を充当する予定です。

③ 寿命延長サービス衛星の製造

Astroscale U. S. Inc.において開発している寿命延長サービス衛星「LEXI-P」の製造費として2027年4月期に7,000百万円を充当する予定です。

④ 運転資金

当社グループのプロジェクトに係る人件費や物件費等の運転資金として、15,999百万円(2027年4月期に10,000百万円、2028年4月期に5,999百万円)を充当する予定です。

上記各使途への実際の充当期間までは、安全性の高い金融商品等で運用する方針です。

(2) 前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

(3) 業績に与える見通し

今期の業績予想に変更はありません。

2 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当社は株主に対する利益還元を経営上の重要課題の一つとして位置付けていますが、宇宙技術の研究開発には多額の初期投資が必要であり、その投資回収も長期にわたる傾向にあります。当社グループも創業以来、継続的に営業損失及び当期損失を計上しております。

このような状況の中で、当社グループは積極的な開発推進によって市場の形成を急ぎ、当社グループの成長を推進し、その結果として企業価値を向上させることが、株主利益の最大化に繋がると考えており、これを基本方針としております。

(2) 配当決定にあたっての考え方

上記「(1)利益配分に関する基本方針」の通りです。

(3) 内部留保資金の使途

内部留保資金につきましては、経営基盤を長期的に安定させるための財務体質の強化及び将来の継続的な事業展開を実現するための投資資金として、有効に活用する方針であります。

(4) 過去3決算期間の配当状況等

この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債及び普通株式の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。なお、2029年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、この文書は、米国を含むあらゆる地域における当社の転換社債型新株予約権付社債及び普通株式の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債及び普通株式の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債及び普通株式の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。これには当社及び当社の経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における同社債及び普通株式の登録、募集又は販売は行われることはなく、またかかる登録、募集又は販売が行われる予定もありません。

	2023年4月期	2024年4月期	2025年4月期
基本的1株当たり当期損失(△)	△111.16円	△101.45円	△188.91円
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額)	— (—)	— (—)	— (—)
実績連結配当性向	—	—	—
親会社所有者帰属持分当期利益率	—	—	—
親会社所有者帰属持分配当率	—	—	—

- (注) 1. 数値は、国際会計基準(IFRS)により作成された連結財務諸表に基づいています。
2. 基本的1株当たり当期損失については、普通株式の期中平均株式数により算定しております。なお、当社が発行する種類株式は、当期利益の分配に関して普通株式と同じ権利を有することから、1株当たり利益の計算上、普通株式数に含めております。
3. 親会社所有者帰属持分当期利益率については、親会社の所有者に帰属する当期損失が計上されているため、記載しておりません。1株当たり配当額(うち1株当たり中間配当額)、実績連結配当性向及び親会社所有者帰属持分配当率については、配当を行っていないため記載しておりません。

3 配分先の指定

海外一般募集による2029年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の発行に関し、該当事項はありません。

但し、海外一般募集による2029年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の発行と並行してヒューリックを割当予定先とする第三者割当による第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行が行われます。当該第三者割当による第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行にあたり、当社は日本証券業協会の定める株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分等に関する規則第2条第3項に基づく海外一般募集の引受人からの要請を遵守しており、仮に当該第三者割当による第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行が一般募集における親引け(発行者が指定する販売先への売付けをいい、販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含みます。)として行われた場合であっても、実質的に、同規則第2条第2項に規定する親引けの禁止の例外に該当するものであります。

4 潜在株式による希薄化情報等

当社は、会社法の規定に基づく新株予約権方式のストック・オプションを発行しており、内容は次のとおりであります。

なお、本新株予約権付社債発行後の当社の発行済株式総数に対する潜在株式数の比率は転換価額が未確定のため、算出しておりません。転換価額の確定後、お知らせいたします。

ストック・オプションの付与状況(2026年3月31日現在)

決議日	交付株式 残数	新株予約 権の 行使時の 払込金額	資本 組入額	行使期間
2019年1月24日 (第3回新株予約権)	2,789,800株	291円	145.5円	2019年2月1日から 2026年7月31日まで
2019年9月13日 (第4回新株予約権)	353,200株	555円	277.5円	2022年9月15日から 2026年7月25日まで
2019年12月13日 (第4回(その2)新株 予約権)	434,600株	555円	277.5円	2022年12月15日から 2026年7月25日まで
2020年10月15日 (第5回新株予約権)	417,500株	806円	403円	2022年12月15日から 2027年7月29日まで

この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債及び普通株式の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。なお、2029年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、この文書は、米国を含むあらゆる地域における当社の転換社債型新株予約権付社債及び普通株式の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債及び普通株式の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債及び普通株式の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。これには当社及び当社の経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における同社債及び普通株式の登録、募集又は販売は行われることはなく、またかかる登録、募集又は販売が行われる予定もありません。

2021年3月15日 (第5回-2新株予約権)	184,400株	806円	403円	2023年3月23日から 2028年2月26日まで
2021年4月15日 (第5回-2(その2)新株予約権)	60,000株	806円	403円	2023年4月23日から 2028年2月26日まで
2021年4月28日 (第5回-2(その3)新株予約権)	10,000株	806円	403円	2023年5月6日から 2028年2月26日まで
2021年10月26日 (第5回-2(その4)新株予約権)	184,900株	806円	403円	2023年11月7日から 2028年2月26日まで
2022年1月11日 (第6回新株予約権)	202,400株	806円	403円	2022年7月30日から 2027年7月29日まで
2021年12月9日 (第7回新株予約権)	304,000株	862円	431円	2023年12月17日から 2028年12月9日まで
2022年1月4日 (第7回(その2)新株予約権)	360,000株	862円	431円	2024年1月6日から 2028年12月9日まで
2022年1月17日 (第7回(その3)新株予約権)	260,000株	862円	431円	2024年1月25日から 2028年12月9日まで
2022年1月26日 (第7回(その4)新株予約権)	24,000株	862円	431円	2024年1月28日から 2028年12月9日まで
2022年11月15日 (第7-2回新株予約権)	911,900株	862円	431円	2024年11月23日から 2029年10月31日まで
2022年12月14日 (第8回新株予約権)	20,000株	862円	431円	2024年12月15日から 2029年10月31日まで
2023年2月14日 (第7-2回(その2)新株予約権)	263,000株	862円	431円	2025年2月22日から 2029年10月31日まで
2024年1月16日 (第9回新株予約権)	1,456,800株	1,000円	500円	2026年1月24日から 2031年1月5日まで
2024年2月7日 (第9回(その2)新株予約権)	200,000株	1,000円	500円	2026年2月9日から 2031年1月5日まで
2024年2月7日 (第9回(その3)新株予約権)	55,000株	1,000円	500円	2026年2月9日から 2031年1月5日まで
2024年2月7日 (第10回新株予約権)	182,000株	1,000円	500円	2026年2月9日から 2031年1月5日まで

5 ロックアップについて

当社は、2029年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債に係る引受契約書の締結日から、払込期日後180日間を経過するまでの期間（以下「ロックアップ期間」といいます。）中、幹事引受会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式の発行、当社普通株式に転換若しくは交換される有価証券の発行又は当社普通株式を受領する権利を付与された有価証券の発行等を行わない旨を合意しております（但し、本株式及び本新株予約権付社債の発行、本新株予約権付社債に付された

この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債及び普通株式の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。なお、2029年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、この文書は、米国を含むあらゆる地域における当社の転換社債型新株予約権付社債及び普通株式の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債及び普通株式の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債及び普通株式の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。これには当社及び当社の経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における同社債及び普通株式の登録、募集又は販売は行われることはなく、またかかる登録、募集又は販売が行われる予定もありません。

新株予約権の行使による新株式発行等、当社のストック・オプション制度に基づく新株予約権の発行、株式分割による新株式発行等、その他日本法上の要請による場合を除く。)

また、当社株主である岡田光信、松山宜弘及び合同会社リーブラは、幹事引受会社との間で、ロックアップ期間中、幹事引受会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式及び当社普通株式に転換若しくは交換される有価証券の譲渡又は処分等（但し、単元未満株式の買取請求による当社普通株式の売却又は譲渡、当社による自己株式の取得に応じた当社普通株式の売却又は譲渡等を除きます。）を行わない旨を合意しております。

さらに、割当予定先であるヒューリックは、幹事引受会社との間で、ロックアップ期間（ヒューリックについては2026年6月3日頃から払込期日後180日間を経過するまでの期間をいいます。以下同じです。）中、幹事引受会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式及び当社普通株式に転換若しくは交換される有価証券の譲渡又は処分等（但し、単元未満株式の買取請求による当社普通株式の売却又は譲渡、当社による自己株式の取得に応じた当社普通株式の売却又は譲渡等を除きます。）を行わない旨を合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、幹事引受会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容の一部又は全部につき解除できる権限を有しております。

6 資金使途の合理性に関する考え方

本発行は、上記「1 (1) 今回調達資金の使途」に記載のとおり使途に充当することにより、当社の中長期的な企業価値向上に資するものと考えており、本第三者割当の資金使途については合理性があると判断しております。

7 第三者割当による新株式及び第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行条件等の合理性

(1) 第三者割当による新株式の発行条件等の合理性

① 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本第三者割当により発行される当社普通株式の発行価格は、条件決定日（2026年5月20日）に、同日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）を参照の上、割当予定先との協議を踏まえて、会社法第199条第1項で求められる当社取締役会決議により決定します。

前記「本発行の背景」に記載のとおり、本株式の発行においては、本株式の発行決議に係る公表と同時にスカパーJ S A Tとの業務提携（以下「本業務提携」といいます。）が公表されており、当該公表を受けての株価の変動も予想されます。当社は、かかる公表に伴う株価への影響も織り込むため、本株式の発行価格を、当該公表の翌取引日である条件決定日（2026年5月20日）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）を参照の上、割当予定先との協議を踏まえて、決定することといたしました。

この点、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」（平成22年4月1日付）においては、第三者割当により株式の発行を行う場合には、その払込金額は、原則として株式の発行に係る取締役会決議の直前日の価額（直前日における売買がない場合は、当該直前日からさかのぼった直近日の価額）に0.9を乗じた額以上の価額であることと規定されているところ、本株式の発行決議に係る公表と同時に公表されたスカパーJ S A Tとの本業務提携などを織り込んだ条件決定日の株価を参照することは、より当社の企業価値を反映した株価を基準とするものであることから、当社は、発行決議日時点において、かかる本株式の発行価格の決定方法は合理的であると判断しております。

また、当社監査役4名（うち社外監査役3名）全員から、当該決定方法に基づき本株式の発行価格を決定するとした取締役の判断については、法令に違反する重大な事実は認められない旨の意見を得ております。

② 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

2026年5月19日現在における本第三者割当により発行する普通株式数の見込数は

この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債及び普通株式の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。なお、2029年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、この文書は、米国を含むあらゆる地域における当社の転換社債型新株予約権付社債及び普通株式の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債及び普通株式の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債及び普通株式の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。これには当社及び当社の経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における同社債及び普通株式の登録、募集又は販売は行われることはなく、またかかる登録、募集又は販売が行われる予定もありません。

2,523,473株（議決権の数25,233個）であり、2026年4月30日時点における当社の発行済普通株式総数135,905,600株（総議決権数1,356,336個）に対する割合は1.86%となり、既存株主に対して希薄化が生じます。なお、本第三者割当により発行する普通株式数の見込数2,523,473株（議決権の数25,233個）に、2026年5月18日現在の東京証券取引所における当社普通株式の終値である1,892円を当初転換価額として計算した第1回無担保転換社債型新株予約権付社債及び2029年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債に係る潜在株式数13,900,633株（議決権の数139,006個）を加えた株式数は16,424,106株（議決権の数164,239個）であり、2026年4月30日時点における当社の発行済普通株式総数135,905,600株（総議決権数1,356,336個）に対する割合は12.08%となります。

しかしながら、新株式の第三者割当の調達資金を活用した生産設備拡充による受注拡大等により当社の収益拡大及び収益性の改善を図り、市場の期待に応える成長を目指すことのできる資本関係を割当予定先との間で構築することが、当社の中長期的な企業価値の向上に資するものであり、最終的に株主価値の向上に資するものと考えております。また、割当予定先が本第三者割当により取得する本株式については、中長期的にわたり保有する方針であることを確認していることから、割当予定先が取得した本株式が短期的に株式市場へ流出し当社株価が下落することはないものと考えております。

以上より、新株式の第三者割当による発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると判断しております。

(2) 第三者割当による第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行条件等の合理性

① 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行価額は、本社債（第1回無担保転換社債型新株予約権付社債のうち社債部分をいいます。以下、本(2)において同じです。）の額面100円につき100円とし、第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の当初転換価額は、当初、第1回無担保転換社債型新株予約権付社債と同様の条件において同時に発行される2029年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の当初転換価額と同額になる予定です。第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行価額は本社債の額面金額と同額であり、第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の当初転換価額は、第1回無担保転換社債型新株予約権付社債と同様の条件において同時に発行される2029年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の当初転換価額と同額になるところ、2029年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の当初転換価額は投資家の需要状況及びその他の市場動向を勘案して2029年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の払込金額が特に有利な金額に該当しない範囲で適正に決定される予定であることから、第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行価額は割当予定先に特に有利な金額には該当せず、合理的であると判断しております。

なお、当社監査役は、第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行条件は割当予定先に特に有利ではなく、適法である旨の意見を全員一致で表明しております。

② 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行により発生する潜在株式数は、2026年5月18日現在の東京証券取引所における当社普通株式の終値である1,892円を当初転換価額として計算した場合、2026年4月30日現在の当社の普通株式の発行済株式総数135,905,600株の6.34%（総議決権数1,356,336個の6.35%）となり、第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の普通株式への転換が進んだ場合、1株当たりの株式価値の希薄化が生じます。なお、第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行により発生する潜在株式数に、本第三者割当により発行する普通株式数の見込数2,523,473株（議決権の数25,233個）及び2026年5月18日現在の東京証券取引所における当社普通株式の終値である1,892円を当初転換価額として計算した2029年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債に係る潜在株式数5,285,412株（議決権の数52,854個）を加えた株式数は16,424,106株（議決

この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債及び普通株式の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。なお、2029年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、この文書は、米国を含むあらゆる地域における当社の転換社債型新株予約権付社債及び普通株式の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債及び普通株式の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債及び普通株式の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。これには当社及び当社の経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における同社債及び普通株式の登録、募集又は販売は行われることなく、またかかる登録、募集又は販売が行われる予定もありません。

権の数 164,239 個)であり、2026 年 4 月 30 日時点における当社の発行済普通株式総数 135,905,600 株 (総議決権数 1,356,336 個) に対する割合は 12.08%となります。

しかしながら、第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行とその後の転換の実現により、財務基盤の健全性を維持すると同時に、事業の成長投資を積極的に進めることで中長期的な企業価値向上に資すると考えております。従って、第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行は、転換が生じる場合には一時的な 1 株当たりの株式価値の希薄化が生じるものの、中長期的な観点からは株主の利益の維持及び向上に繋がるため、希薄化の規模は合理的であると判断しております。

8 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

① ヒューリック

(1)	名 称	ヒューリック株式会社	
(2)	所 在 地	東京都中央区日本橋大伝馬町 7 番 3 号	
(3)	代表者の役職・氏名	代表取締役社長 前田 隆也	
(4)	事 業 内 容	不動産の所有・賃貸・売買並びに仲介業務	
(5)	資 本 金	111,609 百万円	
(6)	設 立 年 月 日	1957 年 3 月 26 日	
(7)	発 行 済 株 式 数	767,907,735 株	
(8)	決 算 期	12 月 31 日	
(9)	従 業 員 数	3,495 名 (連結)	
(10)	主 要 取 引 先	国内外の企業等	
(11)	主 要 取 引 銀 行	みずほ銀行、三井住友銀行、農林中央金庫	
(12)	大 株 主 及 び 持 株 比 率	日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	10.85%
(13)	当事会社間の関係		
	資 本 関 係	割当予定先は、2025 年 10 月 31 日現在、当社の普通株式を 3,671,400 株保有しております。	
	人 的 関 係	該当事項はありません。	
	取 引 関 係	当社及び当社子会社である株式会社アストロスケールの本社事務所が入居する建物に係る賃貸借契約を締結しております。	
	関連当事者への該当状況	該当事項はありません。	
(14)	最近 3 年間の連結経営成績及び財政状態 (単位:百万円。特記しているものを除きます。)		

この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債及び普通株式の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。なお、2029 年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、この文書は、米国を含むあらゆる地域における当社の転換社債型新株予約権付社債及び普通株式の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて同社債及び普通株式の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債及び普通株式の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。これには当社及び当社の経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における同社債及び普通株式の登録、募集又は販売は行われることはなく、またかかる登録、募集又は販売が行われる予定もありません。

決算期	2023年12月期	2024年12月期	2025年12月期
連結純資産	769,300	856,344	939,180
連結総資産	2,480,472	3,048,935	3,506,068
1株当たり連結純資産(円)	1,006.19	1,093.78	1,202.76
連結営業収益	446,383	591,615	727,447
連結営業利益	146,178	163,360	186,826
連結経常利益	137,437	154,329	172,927
親会社株主に帰属する当期純利益	94,625	102,341	114,334
1株当たり連結当期純利益(円)	124.36	134.42	150.50
1株当たり配当金(円)	50.00	54.00	62.00

(注) 1. 特記しているものを除き、2025年12月31日現在のものです。

2. 割当予定先であるヒューリックは、東京証券取引所に上場しており、当社は、ヒューリックが東京証券取引所に提出したコーポレート・ガバナンスに関する報告書(最終更新日:2026年3月25日)から、同社の反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況を確認しております。また、当社とヒューリックとの間で締結予定の株式引受契約及び新株予約権付社債引受契約において、ヒューリックから、反社会的勢力と関係がないこと等の表明及び保証を得る予定です。以上から、当社は、ヒューリック及びその役員が反社会的勢力ではなく、また、反社会的勢力と何らの関係を有するものではないと判断しております。

② スカパー J S A T

(1)	名 称	スカパー J S A T 株式会社
(2)	所 在 地	東京都港区赤坂一丁目8番1号
(3)	代表者の役職・氏名	代表取締役 執行役員社長 米倉 英一
(4)	事 業 内 容	宇宙事業、メディア事業
(5)	資 本 金	10,172 百万円
(6)	設 立 年 月 日	2007年4月2日
(7)	発 行 済 株 式 数	297,681,264 株
(8)	決 算 期	3月31日
(9)	従 業 員 数	819名(2025年3月31日現在)
(10)	主 要 取 引 先	株式会社NTTドコモ、株式会社フジテレビジョン、日本テレビ放送網株式会社、株式会社TBS 他

この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債及び普通株式の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。なお、2029年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、この文書は、米国を含むあらゆる地域における当社の転換社債型新株予約権付社債及び普通株式の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債及び普通株式の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債及び普通株式の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。これには当社及び当社の経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における同社債及び普通株式の登録、募集又は販売は行われることはなく、またかかる登録、募集又は販売が行われる予定もありません。

(11)	主要取引銀行	三菱UFJ銀行、みずほ銀行、三井住友銀行 他		
(12)	大株主及び持株比率	伊藤忠・フジ・パートナーズ株式会社 (2026年3月31日現在)	27.01%	
(13) 当事会社間の関係				
	資本関係	該当事項はありません。		
	人的関係	該当事項はありません。		
	取引関係	該当事項はありません。		
	関連当事者への該当状況	該当事項はありません。		
(14) 最近3年間の連結経営成績及び財政状態（単位：百万円。特記しているものを除きます。）				
	決算期	2024年3月期	2025年3月期	2026年3月期
	連結純資産	271,982	284,174	307,035
	連結総資産	405,411	403,414	407,759
	1株当たり連結純資産（円）	953.99	993.48	1,070.96
	連結営業収益	121,872	123,721	127,584
	連結営業利益	26,545	27,488	35,273
	連結経常利益	27,128	27,290	35,420
	親会社株主に帰属する当期純利益	17,739	19,106	23,311
	1株当たり連結当期純利益（円）	61.69	67.43	82.25
	1株当たり配当金（円）	21	27	42

- (注) 1. 特記しているものを除き、2025年9月30日現在のものであります。
2. 「(14) 最近3年間の連結経営成績及び財政状態」のうち2026年3月期については、未監査の連結財務諸表に基づいた数値です。
3. 割当予定先であるスカパーJ S A Tは、東京証券取引所に上場しており、当社は、スカパーJ S A Tが東京証券取引所に提出したコーポレート・ガバナンスに関する報告書（最終更新日：2026年4月3日）から、同社の反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況を確認しております。また、当社とスカパーJ S A Tとの間で締結予定の株式引受契約において、スカパーJ S A Tから、反社会的勢力と関係がないこと等の表明及び保証を得る予定です。以上から、当社は、スカパーJ S A T及びその役員が反社会的勢力ではなく、また、反社会的勢力と何らの関係を有するものではないと判断しております。

(2) 割当予定先を選定した理由

① ヒューリック

ヒューリックは、不動産事業、保険事業、ホテル・旅館事業等を営んでおり、不動産事業の中で不動産の開発や賃貸業務を行っています。当社の日本本社が入居しているヒューリック

この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債及び普通株式の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。なお、2029年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、この文書は、米国を含むあらゆる地域における当社の転換社債型新株予約権付社債及び普通株式の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債及び普通株式の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債及び普通株式の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。これには当社及び当社の経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における同社債及び普通株式の登録、募集又は販売は行われることはなく、またかかる登録、募集又は販売が行われる予定もありません。

ク錦糸町コラボツリーは、ヒューリックが建設、当社が賃借している物件です。当該物件には、当社グループの日本における衛星生産設備であるクリーンルームが設置されており、このような生産設備があることによって現在獲得している大型契約の多くが受注可能となっていることから、ヒューリックとの関係は既に当社グループ事業の成長に大きく寄与していると考えております。加えて、ヒューリックは当社の上場前から出資を通じて継続的に当社グループを支援しており、今般更なる株式保有の増加を通じた事業推進の支援等が当社グループの株主価値向上に資すると判断し、割当予定先として選定いたしました。

② スカパー J S A T

割当予定先であるスカパー J S A Tは、宇宙からのサービス提供について確固たる実績を有する企業です。2025年10月時点で計17機の衛星を静止軌道で運用しており、衛星通信サービスを民間や安全保障用途に提供しています。当社グループとスカパー J S A Tはこれまで、軌道上サービスを含む様々な宇宙事業領域での協業について議論を重ねてまいりましたが、関係性の強化を通じてこれらの取り組みを更に推進することがシナジーにつながると評価し、本業務提携に至りました。

(3) 割当予定先の保有方針

当社は、ヒューリックから、中長期にわたり本株式及び第1回無担保転換社債型新株予約権付社債を保有する方針を有しており、第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の転換により取得した当社普通株式の市場での短期的な売却を目的としていないことを、また、スカパー J S A Tから、中長期にわたり本株式を保有する方針であることを、それぞれ確認しております。

なお、当社は、割当予定先である2社それぞれから、当該各割当予定先が払込期日から2年以内に本第三者割当により発行される当社普通株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちにその内容を当社に対し書面により報告すること、当社が当該報告内容を東証に報告すること、及び当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定です。

なお、割当予定先であるヒューリックは、ロックアップ期間中、幹事引受会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式及び当社普通株式に転換若しくは交換される有価証券の譲渡又は処分等（但し、単元未満株式の買取請求による当社普通株式の売却又は譲渡、当社による自己株式の取得に応じた当社普通株式の売却又は譲渡等を除きます。）を行わない旨を合意しております。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

①ヒューリック

当社は、割当予定先であるヒューリックから、本第三者割当に係る払込みに要する資金は確保されている旨の報告を受けており、また、ヒューリックが2026年3月17日に関東財務局長宛てに提出した第96期有価証券報告書（自2025年1月1日至2025年12月31日）に記載の連結財務諸表を閲覧し、同社が本第三者割当の払込みに要する十分な現預金及びその他流動資産を保有していることを確認し、当社として本第三者割当に係る払込みに要する資金等の状況に問題はないものと判断しております。

②スカパー J S A T

当社は、割当予定先であるスカパー J S A Tから、本第三者割当に係る払込みに要する資金は確保されている旨の報告を受けており、また、スカパー J S A T株式会社が2025年11月7日に関東財務局長宛てに提出した第19期中半期報告書（自2025年4月1日至2025年9月30日）に記載の中間連結財務諸表を閲覧し、同社が本第三者割当の払込みに要する十分な現預金及びその他流動資産を保有していることを確認し、当社として本第三者割当に係る払込みに要する資金等の状況に問題はないものと判断しております。

(5) 株券貸借に関する契約

この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債及び普通株式の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。なお、2029年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、この文書は、米国を含むあらゆる地域における当社の転換社債型新株予約権付社債及び普通株式の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債及び普通株式の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債及び普通株式の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。これには当社及び当社の経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における同社債及び普通株式の登録、募集又は販売は行われることはなく、またかかる登録、募集又は販売が行われる予定もありません。

当社の海外一般募集による 2029 年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の発行に関連し、モルガン・スタンレーMUF G証券株式会社と、当社代表取締役社長である岡田光信氏の資産管理会社である合同会社リーブラとの間で、株式消費貸借契約を締結し、合同会社リーブラは最大で当社の株式 5,285,412 株をモルガン・スタンレーMUF G証券株式会社に貸し付けるとのことです。

(6) 第三者割当後の大株主及び持株比率

本第三者割当前 (2025 年 10 月 31 日現在)		本第三者割当後	
岡田 光信	18.32%	岡田 光信	16.34%
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	3.61%	ヒューリック株式会社	9.43%
株式会社グーニーズ	2.82%	株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	3.22%
CEPLUX- THE INDEPENDENT UCITS PLATFORM 2 (常任代理人 シティバンク、エヌ・エイ 東京支店)	2.80%	株式会社グーニーズ	2.52%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	2.75%	CEPLUX- THE INDEPENDENT UCITS PLATFORM 2 (常任代理人 シティバンク、エヌ・エイ 東京支店)	2.50%
ヒューリック株式会社	2.71%	日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	2.45%
AS エースタート 1 号投資事業有限責任 組合	2.18%	AS エースタート 1 号投資事業有限責任 組合	1.94%
三菱電機株式会社	1.95%	三菱電機株式会社	1.74%
スペース・エースタート 1 号投資事業有 限責任組合	1.92%	スペース・エースタート 1 号投資事業有 限責任組合	1.71%
日本グロースキャピタル投資法人	1.86%	日本グロースキャピタル投資法人	1.66%

- (注) 1. 本第三者割当前の持株比率は、2025 年 10 月 31 日現在の株主名簿を基準として記載しております。
2. 本第三者割当後の持株比率は、2025 年 10 月 31 日現在の株主名簿を基準として、本第三者割当により増加する見込みの株式数 (2,523,473 株)、及び 2026 年 5 月 18 日現在の東京証券取引所における当社普通株式の終値である 1,892 円を当初転換価額として計算した本新株予約権付社債が全て転換された場合に交付される株式の数 (13,900,633 株) を加えて算出したものです。
3. 持株比率は発行済株式 (自己株式を除く。) の総数に対する比率を記載しております。また、小数点以下第三位を四捨五入して算出しております。
4. 信託銀行等の信託業務に係る株式数については、当社として網羅的に把握することができないため、株主名簿上の名義で所有株式数を記載しております。

9 企業行動規範上の手続きに関する事項

本第三者割当による本株式及び第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行は、①希薄化率が 25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないこと (新株予約権すべてが権利行使された場合であっても、支配株主の異動が見込まれるものではないこと) から、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 432 条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しません。

この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債及び普通株式の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。なお、2029 年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、この文書は、米国を含むあらゆる地域における当社の転換社債型新株予約権付社債及び普通株式の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて同社債及び普通株式の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債及び普通株式の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。これには当社及び当社の経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における同社債及び普通株式の登録、募集又は販売は行われることはなく、またかかる登録、募集又は販売が行われる予定もありません。

10 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績(連結)

	2023年4月期	2024年4月期	2025年4月期
売上収益	1,792,991千円	2,852,561千円	2,456,956千円
営業損失(△)	△9,665,628千円	△11,555,724千円	△18,755,004千円
親会社の所有者に帰属する当期損失(△)	△9,264,266千円	△9,181,329千円	△21,551,603千円
基本的1株当たり当期損失(△)	△111.16円	△101.45円	△188.91円
1株当たり配当金	－円	－円	－円
1株当たり親会社所有者帰属持分	△379.46円	59.45円	52.13円

(2) エクイティ・ファイナンスの状況

①有償第三者割当

払込期日	2023年10月6日
調達資金の額	1,000,000,000円
発行価額	1株につき1,250円
募集時における発行済株式数	普通株式 30,884,900株 A種優先株式 5,390,000株 B種優先株式 9,179,100株 C種優先株式 7,471,500株 D種優先株式 13,876,400株 E種優先株式 5,956,500株 F種優先株式 10,063,400株 G種優先株式 7,226,400株
当該募集による発行株式数	G種優先株式 800,000株
募集後における発行済株式総数	普通株式 30,884,900株 A種優先株式 5,390,000株 B種優先株式 9,179,100株 C種優先株式 7,471,500株 D種優先株式 13,876,400株 E種優先株式 5,956,500株 F種優先株式 10,063,400株 G種優先株式 8,026,400株
割当先	株式会社みずほ銀行
発行時における当初の資金用途	運転資金
発行時における支出予定時期	2025年4月期
現時点における充当状況	全額充当済み

(注) 2024年3月15日付で普通株式を対価とする取得条項に基づき、発行済優先株式の全て(A種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式、E種優先株式、F種優先株式及びG種優先株式)を当社が取得し、引き換えに優先株主に対して当社普通株式の交付を行い、同日付で当社

この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債及び普通株式の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。なお、2029年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、この文書は、米国を含むあらゆる地域における当社の転換社債型新株予約権付社債及び普通株式の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債及び普通株式の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債及び普通株式の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。これには当社及び当社の経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における同社債及び普通株式の登録、募集又は販売は行われることはなく、またかかる登録、募集又は販売が行われる予定もありません。

が取得した優先株式の全てを消却しております。

②有償一般募集（ブックビルディング方式による募集）

払込期日	2024年6月4日
調達資金の額	17,198百万円（差引手取概算額）
発行価額	1株につき793.47円
募集時における発行済株式数	90,859,200株
当該募集による発行株式数	22,169,200株
募集後における発行済株式総数	113,028,400株
発行時における当初の資金使途	① プロジェクト開発費・研究開発費 ② 運転資金
発行時における支出予定時期	① 2025年4月期に4,130百万円、2026年4月期に2,730百万円 ② 2025年4月期に7,180百万円、2026年4月期に5,638百万円
現時点における充当状況	全額充当済み

（注）「発行時における支出予定時期」に記載の充当予定額につきましては、下記「③有償第三者割当（オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資）」による調達資金の充当予定額との合計額を記載しております。

③有償第三者割当（オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資）

払込期日	2024年7月2日
調達資金の額	2,480百万円（差引手取概算額）
発行価額	1株につき793.47円
募集時における発行済株式数	113,314,900株
当該募集による発行株式数	3,124,900株
募集後における発行済株式総数	116,439,800株
割当先	三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社
発行時における当初の資金使途	上記「②有償一般募集（ブックビルディング方式による募集）」に記載のとおりであります。
発行時における支出予定時期	上記「②有償一般募集（ブックビルディング方式による募集）」に記載のとおりであります。
現時点における充当状況	上記「②有償一般募集（ブックビルディング方式による募集）」に記載のとおりであります。

④海外募集による新株式発行

払込期日	2025年5月23日
調達資金の額	10,660百万円（差引手取概算額）

この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債及び普通株式の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。なお、2029年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、この文書は、米国を含むあらゆる地域における当社の転換社債型新株予約権付社債及び普通株式の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債及び普通株式の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債及び普通株式の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。これには当社及び当社の経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における同社債及び普通株式の登録、募集又は販売は行われることはなく、またかかる登録、募集又は販売が行われる予定もありません。

発行価額	1株につき610.29円
募集時における発行済株式数	117,517,800株
当該募集による発行株式数	18,000,000株
募集後における発行済株式総数	135,517,800株
発行時における当初の資金使途	① 防衛案件に対する投資資金 ② LEX ミッションに対する投資資金 ③ 将来的なミッション・設備に対する投資
発行時における支出予定時期	① 2027年4月期までに4,000百万円 ② 2027年4月期までに6,000百万円 ③ 2027年4月期までに660百万円
現時点における充当状況	2026年4月30日時点での充当状況としては、①については3,027百万円、②については5,157百万円、③については全額を充当済みであります。

(3) 過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	2025年4月期	2026年4月期	2027年4月期
始 値	1,281円	768円	1,263円
高 値	1,581円	1,500円	2,100円
安 値	513円	575円	1,237円
終 値	772円	1,286円	1,892円
株価収益率(連結)	—	—	—

- (注) 1. 当社株式は、2024年6月5日付で東京証券取引所グロース市場に上場しましたので、それ以前の株価については該当事項はありません。
2. 2027年4月期の株価については、2026年5月18日現在で表示しております。
3. 株価収益率(連結)は、決算期末の株価(終値)を当該決算期の基本的1株当たり当期利益で除した数値であります。2025年4月期の株価収益率については基本的1株当たり当期損失を計上しているため記載しておりません。また、2026年4月期の株価収益率については未確定のため、2027年4月期の株価収益率については期中であるため、記載しておりません。

11 発行要項

本新株予約権付社債及び本株式の発行要項につきましては、上記「Ⅰ. 海外一般募集による2029年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の発行」「Ⅱ. 第三者割当による新株式の発行」「Ⅲ. 第三者割当による第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行」をご参照ください。

以上

この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債及び普通株式の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。なお、2029年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、この文書は、米国を含むあらゆる地域における当社の転換社債型新株予約権付社債及び普通株式の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債及び普通株式の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債及び普通株式の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。これには当社及び当社の経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における同社債及び普通株式の登録、募集又は販売は行われることはなく、またかかる登録、募集又は販売が行われる予定もありません。